

## 第5章 被災者の生活支援

---

# 第1節 支援のための調査等

## 1 災害救助法の適用

6月18日に、茨木市を含む12市1町で災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づき災害救助法の適用が決定し、被災者への避難所の提供や食品、飲料水の給与などについて、府からの応急救助を受けることができるようになった。

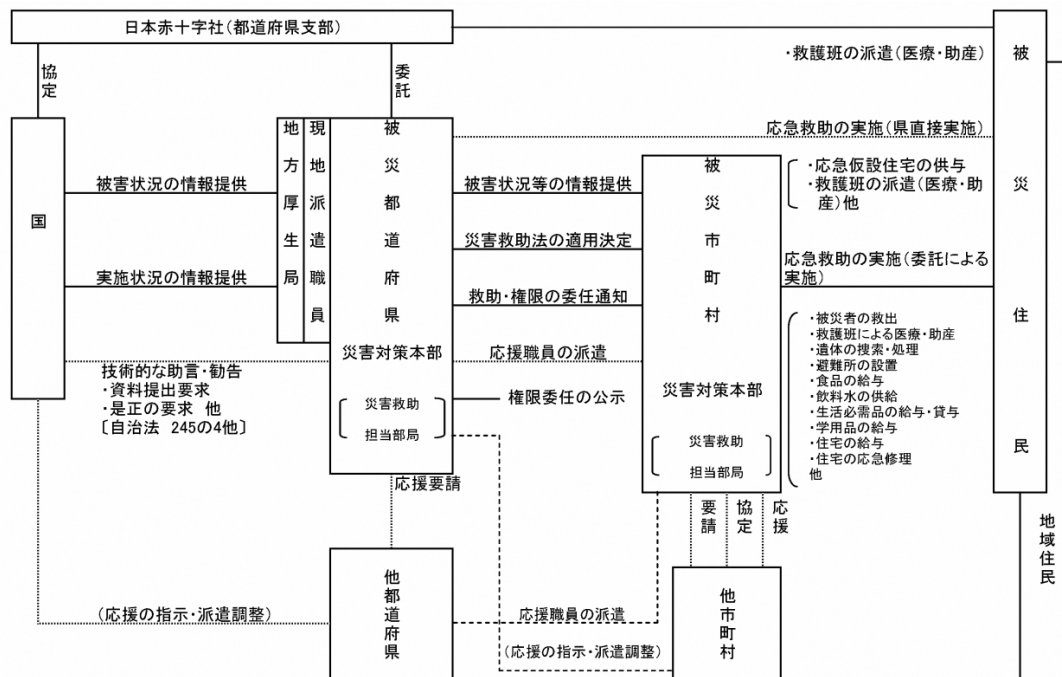
### 災害救助法による救助の概要

#### ◆法の目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

#### ◆実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。



(資料) 厚生労働省「災害救助法による応急救助の実施概念図」

#### ◆適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。

#### ◆救助の種類、程度、方法及び期間

##### (1) 救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置
- ⑥ 住宅の応急修理

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬                  |
| ④ 医療、助産     | ⑨ 死体の捜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出    | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

## (2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行う。

大阪府では、応急仮設住宅の設置を除く救助事務について、災害救助法の適用決定後、直ちに12市1町に委任し、茨木市においては以下の項目について特別基準を設定して救助の期間の延長を行っている。

災害救助法が適用された市町では、NTT西日本やNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクで固定電話サービス利用者等に、避難により利用できなかった場合に基本料金の無料化が行われ、NHKでは半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に係る放送受信契約について、平成30年6月から7月までの2か月間の放送受信料を免除が行われた。

図表 災害救助法の特別基準の設定期間（平成31年3月31日現在）

項 目	期 間
避難所設置	6月18日～8月4日
炊出しその他による食品の給与	6月18日～8月4日
飲料水の給与	6月18日～6月24日
被服寝具その他生活必需品の給（貸）与	6月18日～8月4日
医療及び助産	6月18日～8月4日
被災した住宅の応急修理	6月18日～継続中
応急仮設住宅設置	6月18日～継続中

図表 災害救助法の適用等に関する時系列

日付	内 容
6月	
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7時58分 地震発生</li> <li>・ 茨木市から大阪府へ災害救助法の適用を要請</li> <li>・ 大阪府が茨木市を含む12市1町に災害救助法の適用を決定</li> <li>・ 大阪府が災害救助法適用市町へ一部の救助事務を委任</li> </ul>
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨木市役所において内閣府の担当者による説明会開催</li> </ul>
7月	
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府から茨木市へ災害救助法による一部事務の委任期間を延長 (①避難所の供与、②炊き出しその他による食品の給与、③被服、寝具の給与又は貸与、④医療及び助産、⑤被災した住宅の応急修理)</li> </ul>
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府から茨木市へ災害救助法による一部事務の委任期間を延長 (①避難所の供与、②炊き出しその他による食品の給与、③被服、寝具の給与又は貸与、④医療及び助産、⑤被災した住宅の応急修理)</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府から茨木市へ災害救助法による一部事務の委任期間を延長 (①避難所の供与、②炊き出しその他による食品の給与、③被服、寝具の給与又は貸与、④医療及び助産、⑤被災した住宅の応急修理)</li> </ul>
8月	
3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求償及び精算事務に関する市の各課事務担当者説明会開催</li> </ul>
13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府から茨木市へ災害救助法による一部事務の委任期間を延長(被災した住宅の応急修理)</li> </ul>

## 2 自衛隊の災害支援の受入れ

6月18日に、要請権者である大阪府知事に派遣を要望し、都市ガスの供給停止及び家屋等の破損により日常生活に支障が出ている市民の民生支援を依頼した。(災害対策基本法第68条の2)

- ・活動期間：6月18日から6月26日まで
- ・派遣部隊：陸上自衛隊 第3師団
- ・活動内容：①入浴支援(6月20日から6月26日まで)  
若園公園にて延べ7,331人が入浴
- ②破損家屋への応急対策支援(ブルーシートによる養生)  
(6月22日から6月26日まで)  
市内12戸に支援(高齢者、障害者を対象)

図表 自衛隊による入浴支援



(左：給水タンク・ボイラー設備 右：入浴者待機所)



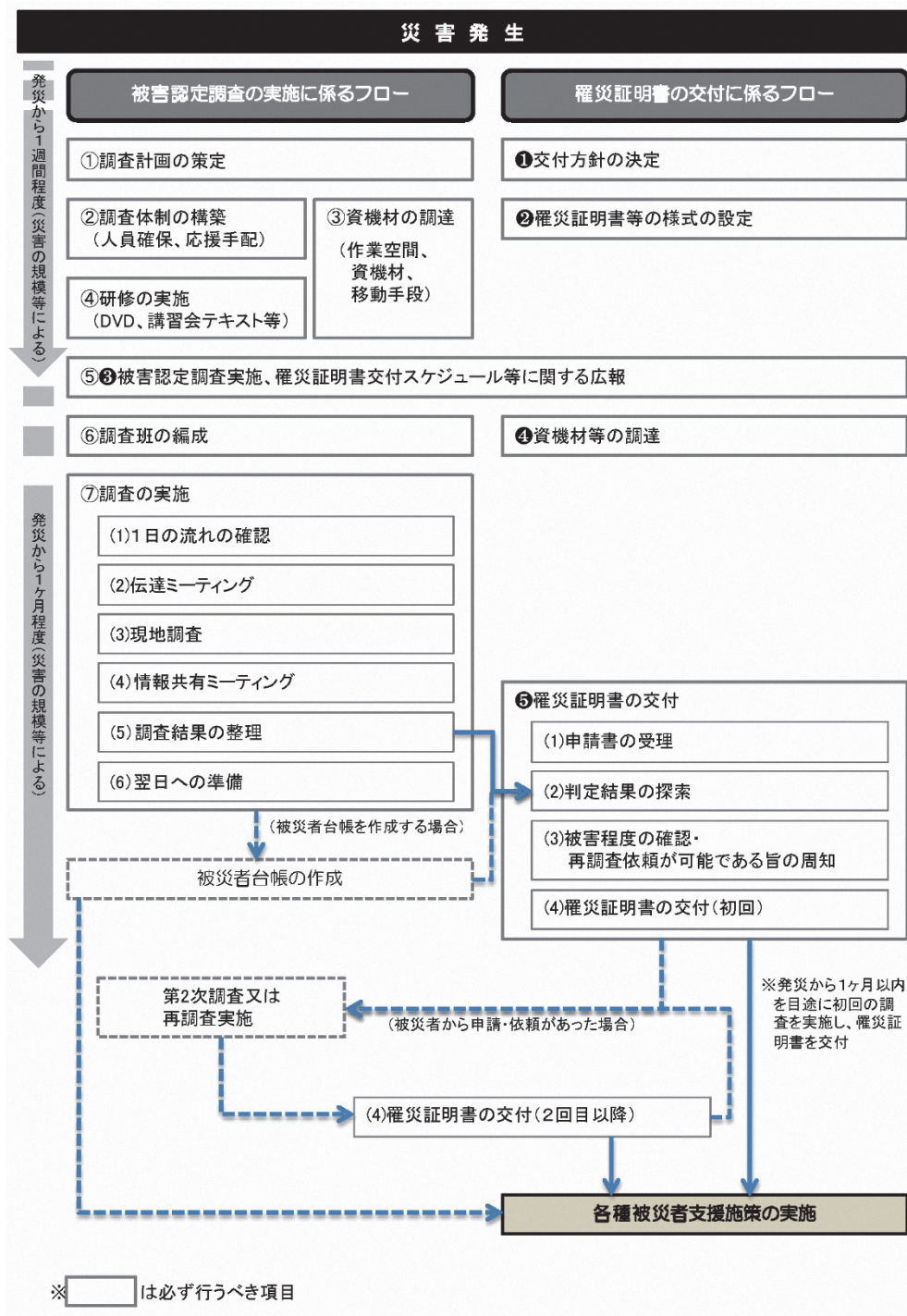
(左：脱衣所 右：自衛隊員待機所)

### 3 被害認定調査の実施と罹災証明書の発行

被災者が、被災者生活再建支援金をはじめ、各種被災者支援制度の適用を受けるには、罹災証明書を取得することが必要となる。

市では、罹災証明書の基礎となる被害認定調査を実施するとともに、罹災証明書を発行するために必要な情報を一元管理するための発行システムを整備し、罹災証明書の円滑な発行に努めた。

図表 被害認定調査と罹災証明書発行の関係（対応フロー）



（資料）内閣府「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き【平成30年3月改定】」

(1) 被害認定調査の実施

市では、他市町村等の職員の支援も受けて、家屋の被害認定調査を実施した。

- ①一次調査 申請数16,652件 調査数3,205件(平成31年3月31日時点)
- ②二次調査 申請数 52件 調査数52件(平成31年3月31日時点)
- ③調査実施期間と対応人員 下表のとおり

図表 被害認定調査の実施期間と対応人員

	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2
市職員	9	9	15	15	15	15	18	11	12	13	11	9	10	7
他市町職員				2	6	6	12	14	18	26	22	22	21	34
協定派遣							12	10	12	15	17	11	16	12
合計	9	9	15	17	21	21	42	35	42	54	50	42	47	53
調査班	3	3	5	5	7	7	10	10	12	13	15	10	10	15

	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16
市職員	7	8	8	0	4	5	12	11	10	8	7	4	5	7
他市町職員	37	36	36	0	13	13	13	13	13	14	14	13	12	10
協定派遣	12	9	14	0	19	15	11	14	12	14	8	14	14	10
合計	56	53	58	0	36	33	36	38	35	36	29	31	31	27
調査班	15	15	15	0	8	9	7	8	8	8	7	7	7	7

	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	合計
市職員	7	10	10	10	5	5	8	8	10	10	7	6	6	8	10	385
他市町職員	6	9	11	12	11	11	14	14	13	14	13	8	0	11	11	578
協定派遣	1	10	6	4	6	6	6	1	4	3	2	4	3	3	2	332
合計	14	29	27	26	22	22	28	23	27	27	22	18	9	22	23	1,295
調査班	3	4	5	5	4	4	3	3	4	4	4	3	0	4	4	300

他市町職員： 関西広域連合、大阪府市長会  
 協定派遣： 土地家屋調査士、不動産鑑定士

図表 被害認定調査の様子



(2) 罹災証明書の発行

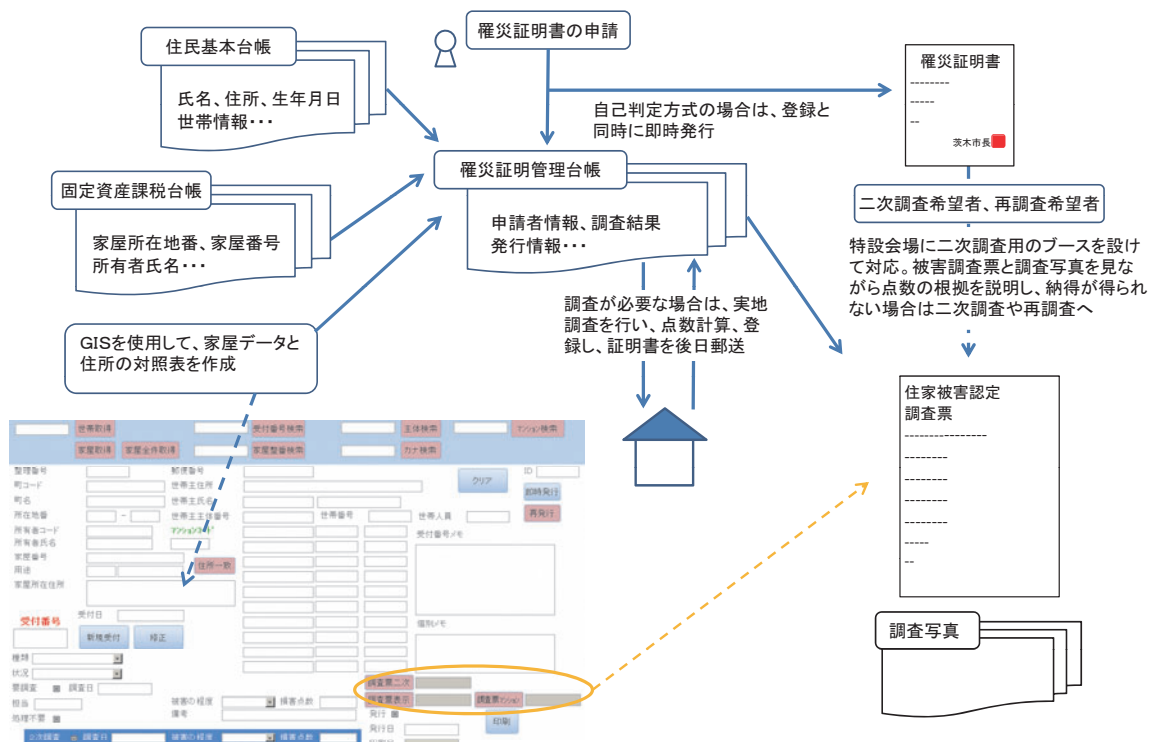
市では、被害認定調査の結果等をもとに、罹災証明書の発行を行った。

発行に際しては、必要な情報を一元管理するための発行システムを整備した。

また、被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」被害の場合は、写真による自己判定結果をもとに罹災証明書を発行する方法（自己判定方式）も採用した。

- ①罹災証明書の受付期間 平成30年6月23日～平成31年3月31日
- ②罹災証明書の発行数 16,651件（平成31年3月31日時点）

図表 罹災証明書発行システムの概要



◎データベースの構成について◎

- T管理 : 罹災証明の申請があったデータが蓄積されているテーブル
- T受付番号 : 罹災証明の申請の受付番号で共通する項目のテーブル
- T住基 : 災害発生時の市民の全件データのテーブル
- H30KIPPAN : 平成30年度課税のデータのテーブル
- T家屋住所 : 家屋の課税データに対応する住居表示の対応表のテーブル
- T調査票 : 被害調査時に作成した調査票のスクリーンショットデータのアドレスを記載したテーブル

- ・各テーブルがデータマスタ
- ・インポートするときはすべての項目を取り込んだ

住民基本台帳と罹災証明管理台帳は主体コード、固定資産課税台帳と罹災証明管理台帳は家屋所有者の主体コードをキーとしている。発行情報は印刷と同時にT管理を上書きすることで出力記録を残している。



(図表 左：罹災証明書発行会場の案内 中：罹災証明書発行会場 右：応援職員)

## 4 被災者支援施策立案に向けた被害実態調査の実施

今後の被災者支援施策の実施に必要な参考資料とするために、被災の影響が多いと考えられる地域を対象に、業務委託による生活状況等の聞き取り調査を実施した。

図表 調査実施概要

・調査期間	7月21日、7月22日、8月5日
・調査対象	末広町、中村町、寺田町
・調査結果	世帯、被害、直後と現在の生活等を福祉専門職経験者が聞き取り調査を実施。 有効回答数913件（回収率40.6%）
・調査者	一般財団法人ダイバーシティ研究所

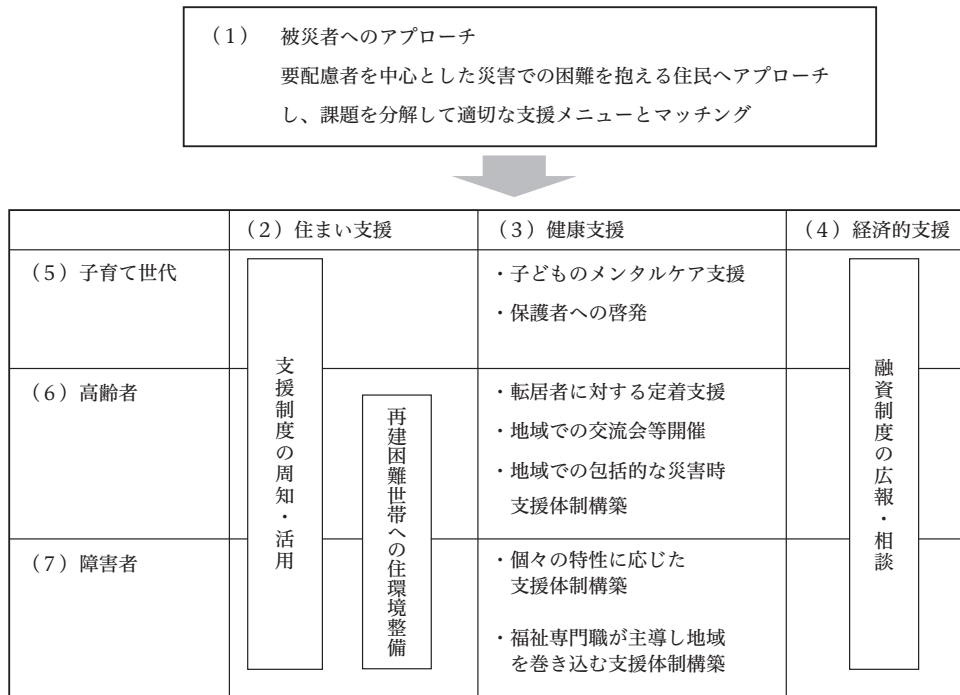
図表 市全域の状況（概要）

分類	内容	調査結果	市全域推計値
被害	一部損壊での被害内訳		
	・屋根：	34棟	5,542棟
	・外壁：	36棟	5,868棟
	・内装：	17棟	2,764棟
生活	・食生活・備蓄困難あり：	363世帯	51,677世帯
	・現在、生活困難（水・食糧品）： （困難ありはガス不通で調理困難含む）	11世帯	1,363世帯
家屋	・補修検討中で就労収入なし：	89世帯	6,019世帯
	・賃貸：長屋＋文化在住、補修未着手で就労収入なし：	21世帯	2,839世帯
	・転居予定ありで就労収入なし：	21世帯	3,067世帯
支援	・地震被害あり、高齢者のみで家族・知人支援者なし：	48世帯	6,133世帯
健康	・災害後こころ不調が続く：	145世帯	18,853世帯

（資料）一般財団法人ダイバーシティ研究所「大阪北部地震被災者支援施策立案に向けた被害実態調査」

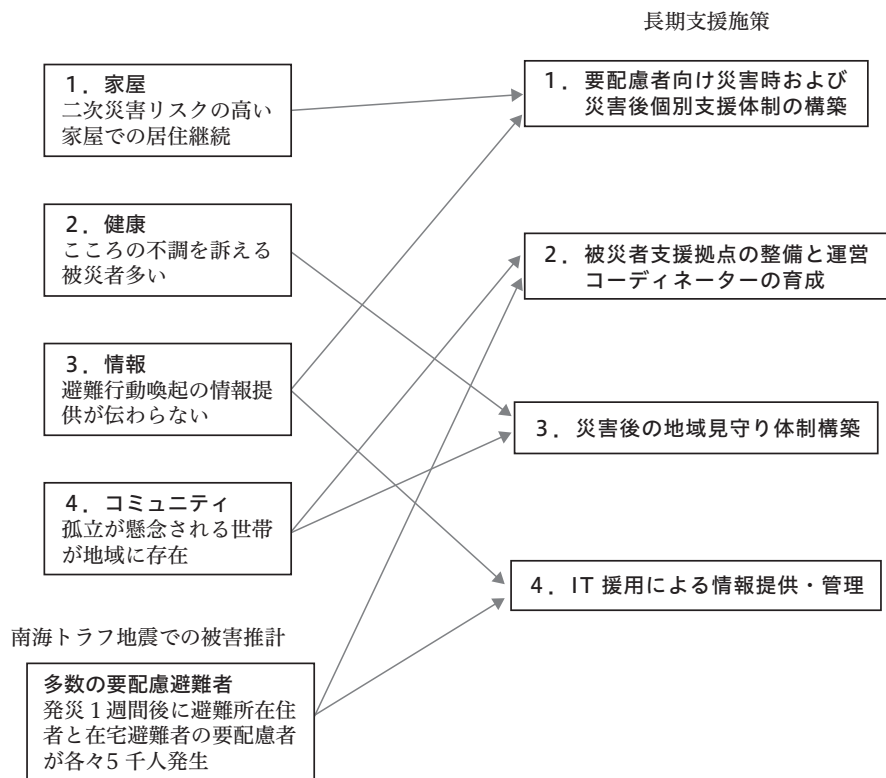


図表 直近2年以内の支援施策の提言



\*「(6) 高齢者」、「(7) 障害者」に対する「(3) 健康支援」には次の災害へ備える施策も含む

図表 調査結果の課題と長期支援策の関係



(資料) 一般財団法人ダイバーシティ研究所「大阪北部地震被災者支援施策立案に向けた被害実態調査」

## 第2節 支援の実施

### 1 住まいに関する支援の状況

#### (1) 相談会の実施

市では、被災した家屋の修繕等の実施に必要な対策について、専門家による相談会を開催した。

- ・受付件数 159件
- ・相談実施件数
 

① 6月29日開催	48件
② 7月1日開催	80件
③ 7月5日開催	77件
④ 7月7日開催	72件
合計277件	



#### (2) 市営住宅等の提供

市では、被災者に対し、募集要件を設定のうえ、市営住宅等の提供を行った。

申込及び入居等の状況は以下のとおり。(平成31年3月31日時点)

区分	募集要件	募集期間	申込件数	入居戸数
第1回募集	・罹災証明書の被害程度が全壊、大規模半壊、半壊の者	6月28日から 7月6日まで	3件 (内1件辞退)	2戸
第2回募集	・罹災証明書の被害程度が全壊、大規模半壊、半壊の者	7月11日から 7月17日まで	3件	3戸
第3回募集	・罹災証明書の被害程度が全壊、大規模半壊、半壊の者 ・罹災証明書の被害程度が一部損壊で月額所得が158,000円以下かつ、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する者	7月19日から 7月25日まで	42件 (内6件辞退)	18戸
第4回募集	・第3回募集と同じ	8月6日から 8月10日まで	14件	9戸
第5回募集	・第3回募集と同じ	8月20日から 8月24日まで	6件	5件
第6回募集	・第3回募集と同じ	9月3日から 9月7日まで	地震2件	地震2件
第7回募集	・第3回募集と同じ	9月18日から 9月21日まで	地震1件	地震1件
第8回募集	・第3回募集と同じ	10月1日から 10月5日まで	地震1件	地震1件
第9回募集	・第3回募集と同じ	10月15日から 平成31年 4月26日まで	地震3件	地震3件

### (3) 被災住宅の応急修理

被災した住宅は、災害救助法による救助として、要件に該当するものは応急修理を行うことができる。

#### 災害救助法による被災住宅の応急修理

##### 【趣旨】

住宅の応急修理とは、災害のため住居が半壊以上の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度である。

##### 【対象者】

以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ①原則、半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
  - ②修理した住宅での生活が可能となると見込まれること
- ※ 応急仮設住宅の入居者は除く

##### 【住宅の応急修理の範囲】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

##### 【基準額】

1世帯あたりの限度額は58万4千円以内

##### 【応急修理の期間】

災害発生の日から1月以内に完了すること。

市では、被災した住宅の応急修理に関して、以下のとおり対応した。

- ・対象者：以下の要件の全てに該当する者
  - ①災害により半壊以上の罹災証明書を受けたこと
  - ②応急仮設住宅を利用しないこと
  - ③自ら修理する資力がいないこと
- ・申込件数：14件（平成31年3月31日時点）

#### (4) 大阪府による住まいに関する支援

地震の発生を受け、大阪府でも住まいに関する支援を実施している。具体的には以下のとおり。

##### ①借上型応急仮設住宅の提供

住家の全壊世帯に対して、災害救助法に基づく借上型の応急仮設住宅を提供する制度である。

###### 【応急仮設住宅の対象となる世帯】

- ・罹災証明書（判定が全壊）を取得しており、自らの資力をもって住宅を確保することができない世帯

###### 【提供期間】

- ・最長2年間

###### 【市における適用実績】

- ・0件

##### ②大阪版みなし仮設住宅の提供

住家の半壊や一部損壊など、罹災証明書を取得しており、避難所から自宅に帰ることが困難な方等、市が認める世帯に対して、大阪府と市が共同で府営住宅、UR賃貸住宅を提供した。

###### 【大阪版みなし仮設住宅の対象となる世帯】

- ・罹災証明書を取得しており、避難所から自宅に帰ることが困難であるなどの市町村が認める世帯

###### 【提供期間】

- ・最長1年間

###### 【市における適用実績】

- ・13戸24人

##### ③大阪版被災住宅無利子融資制度

被災住宅の早期復旧に資することを目的に、金融機関の協力のもと、損壊した住宅の補修工事に対する無利子融資を行う制度である。

###### 【大阪版被災住宅無利子融資制度の対象者】

- ・大阪府内の被災住宅の所有者または居住者で、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の「罹災証明書」を交付されている方（賃貸事業を行う場合は対象外）

###### 【対象工事】

- ・「大阪府北部を震源とする地震」、「平成30年7月豪雨」及び「平成30年台風21号」による被害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事（屋根・外壁の修理等）

###### 【融資条件】

ア 融 資 額：1被災住宅あたり200万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）  
（複数の罹災証明書を取得している場合でも、融資額は200万円以内  
（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内））

イ 返済期間：10年以内

ウ 融資金利：0%

※別途、各金融機関の融資審査が必要

※融資契約の際には、大阪府が発行する「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書が必要

###### 【市における適用実績】

- ・平成31年3月31日時点では大阪府は公表していない

### (5) その他の住まいに関する支援

市では、上記のほか、各種住まいに関する支援を実施している。具体的には以下のとおり。

(平成31年3月31日時点)

#### ①民間建築物の耐震診断補助制度

申込件数：251件

#### ②木造住宅の耐震改修・除却補助制度

申込件数：改修40件、除却199件

#### ③住宅改修支援金

対象者：30万円以上の改修・復旧費用を要した改修等を行った者

補助額：改修等に要した経費の1/2を補助

(上限10万円、ただし非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は20万円)

所得制限：世帯の総所得金額が430万円未満

申込件数：2,879件(8月8日から受付)

#### ④転居費用支援金

対象者：被災したことにより市内転居が必要になった者

補助額：被災したことにより必要となった引越費用の1/2を補助

(上限3万円、ただし非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は5万円)

所得制限：世帯の総所得金額が430万円未満

申込件数：302件(8月8日から受付)

#### ⑤ブロック塀等撤去事業補助金

対象者：道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、茨木市の点検表により  
厚さ・傾き等が不適合な状態にあるものの所有者

補助額：道路や公園に面したブロック塀等の撤去に係る費用を補助

(上限 通学路 30万円、その他 20万円)

申込件数：296件(8月8日から受付)

#### ⑥民有地緑化の助成

対象者：ブロック塀等を撤去した後に、生垣等を設置する者

補助額：①設置工事費の1/2

②設置する生垣等の延長1m当たり5,000円で算出した額

③50,000円のいずれか少ない額

申込件数：0件

## 2 各種相談窓口の状況

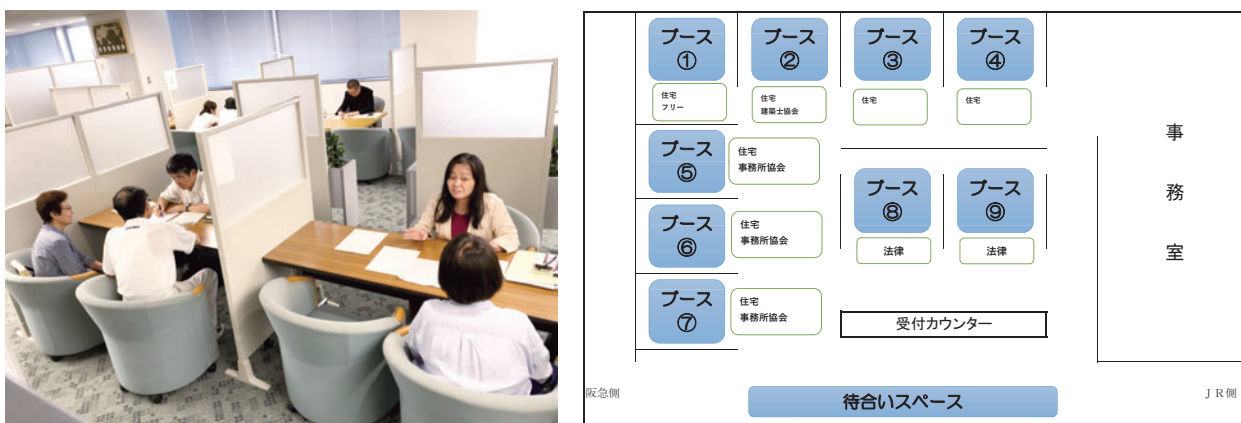
### (1) 復興支援相談窓口

地震に関する市民からの様々な相談事について、6月18日から7月10日までは職員で対応に応じていたが、一元的に受付を行い、適切な支援につなげるための災害支援コールセンターと相談機能をあわせ持つ復興支援総合案内を設置した。

コールセンターの対応については、人材派遣会社からスタッフの派遣を受けて実施する体制とした。

- ・ 設置期間：7月11日から8月31日まで
- ・ 開設場所：南館8階特設会場
- ・ 受付状況：①コールセンター受付件数 2,206件（うち623件は相談会予約）
  - ②無料相談会（住まい） 436件
  - ③無料相談会（法律） 148件

図表 相談の様子と会場の配置図



### (2) 市民生活相談窓口

市民生活相談課では、発災直後から通常窓口にて災害相談対応を実施した。

7月11日より復興支援相談窓口（上記（1））も設置されたが、それぞれの窓口にて幅広く相談対応を実施した。

また、市民生活相談課では、通常窓口の対応のほかに、外部機関の支援も受けて以下の対応も実施した。

- ・ 大阪弁護士会による支援：総合相談窓口において無料法律相談を実施
- ・ 大阪府行政書士会による支援：罹災証明書申請支援を実施

### (3) 総合相談窓口「大阪府北部地震地域保健福祉センター」

災害に関する不安や健康上の心配等に対応する総合相談窓口として「大阪府北部地震地域保健福祉センター」(以下、「地域保健福祉センター」という)を設置し、コミュニティソーシャルワーカー等による相談を行った。

#### ◆実施背景

地震による被害認定調査では、全半壊家屋(住居)等は比較的になく一部損壊が多く、避難所に大勢の被災者が避難したこれまでの災害とは異なり、被害の実態が見えにくいという状況が生じ、避難所で避難生活を送る被災者のみでなく、自宅に居ながら余震に怯えつつ、生活再建への不安や健康上の心配等を抱えながら生活を送る被災者の存在が予想された。

そこで、市は市民の生活実態に即した支援が必要と判断し、住まい等の支援をはじめ、市民の健康や生活の安定に向けた長期的支援を行うため、茨木市総合保健福祉計画(第2次)で計画している「(仮称)地区保健福祉センター」を早期に立ち上げ、災害対応に特化した形で地域包括支援センターを拠点としたコミュニティソーシャルワーカー等の専門職による総合的な支援を行う「大阪府北部地震地域保健福祉センター」を市内6か所に設置することとなった。

#### ◆設置期間：6月25日～12月28日

#### ◆設置場所：市内6か所

全世代対応型の総合的な支援拠点として、いきいきネット相談支援センターと地域包括支援センターを同一で委託している法人に設置。

圏域	場 所	小 学 校 区
北	天兆園	忍頂寺・山手台・安威・福井・耳原
	常清の里	清溪・豊川・郡山・彩都西
東	エルダー	太田・西河原・三島・庄栄・東・白川
西	春日丘荘	春日・郡・畑田・沢池・西・春日丘・穂積
中央	中央(相談支援課)	茨木・中条・大池・中津
南	葦原	玉櫛・水尾・玉島・葦原・天王・東奈良

#### ◆人員体制

- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
- ・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等

#### ◆役割・機能

地域保健福祉センターが各圏域の総合的な支援の役割を担い、行政との調整や他の連携機関や支援機関との連絡・調整に努め、災害に起因する地域生活課題に対する継続的な支援を実施。

#### ◆連携機関

各法人の特性を生かし、圏域内において地域保健福祉センターを中心に相互に補完・協力し合う体制とする。

- ・いきいきネット相談支援センター(CSW)
- ・障害者相談支援事業所



## ◆支援機関

地域保健福祉センターが中心となって被災者支援を的確に行うことができるような多（他）機関や行政との連絡調整など、フォローアップ体制とする。

- ・ 一般社団法人茨木市医師会
- ・ 一般社団法人茨木市歯科医師会
- ・ 一般社団法人茨木市薬剤師会
- ・ 茨木市高齢者サービス事業所連絡会
- ・ 茨木市障害福祉サービス事業所連絡会
- ・ 公益社団法人大阪府栄養士会
- ・ 公益社団法人大阪府介護支援専門員協会茨木支部
- ・ 一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会

## ◆相談支援活動（12月28日で終了）

- ・ 一般相談 延べ661件
- ・ 避難所フォローアップ 延べ652件
- ・ みなし仮設入居者フォローアップ 延べ145件

## ◆避難所閉鎖3か月後フォロー

## ○期間

- ・ 平成30年10月16日～11月26日

## ○対象者

- ・ 避難所閉鎖3か月後フォロー対象者 40件
- ・ みなし仮設入居者（地震 第1回～8回） 38件
- ・ みなし仮設入居者（台風 第1回） 3件
- ・ 被害実態調査フォロー対象者 29件

## ○フォローアップの結果

- ・ 支援機関との連携 8件
- ・ 地域での見守り（必要時に支援機関と連携） 10件
- ・ 生活福祉ケース（ケースワーカー個別対応） 1件
- ・ 相談支援・見守り等不要 91件

## ◆活動終了

11月から12月にかけて地震に起因する新たな相談者が減少し、避難所を利用していた仮設住宅入居者等の3か月後アフターフォローにおいても地震に起因した継続的な支援が必要な者が0件となったため、地域保健福祉センターの体制は12月28日をもって終了した。

## (4) こころのケアセンター

地震により生じたこころの問題について、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士等による相談を行った。

- ◆場所：茨木市保健医療センター内保健相談室に「こころのケアセンター」を開設
- ◆期間：6月25日から9月28日まで（10月1日からは「心の相談室」としての対応に切り替え）
- ◆相談件数：58件
- ◆外部支援等：大阪府よりケースワーカー2人の派遣支援を受けた。



### 3 見舞金等の状況

#### (1) 寄附金の受入れ(平成31年3月31日時点)

##### ①ふるさとチョイス大阪北部地震災害支援寄附金

市では、地震により被災された方々への支援や市の復旧事業等に活用するため、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通じて寄附募集を実施している。

- ・受付開始：6月27日～平成31年3月31日
- ・寄附件数：269件
- ・寄附金額：4,296,000円

##### ②個人・団体等からの寄附

市では、地震後、多くの個人・団体等からの寄附を受けている。

図表 寄附金の状況

種 別	寄附金(円)
個 人	2,790,467
団 体	4,910,213
企業・宗教法人	8,535,436
議会・政党	8,550,807
自 治 体	1,732,000
合 計	26,518,923

#### (2) 義援金の配分(平成31年3月31日時点)

府では、今回の地震の発生を受け全国の皆様から寄せられた義援金について、「大阪府北部を震源とする地震義援金募集委員会」を開催し、義援金の配分を決定した。

決定した配分額は、市を經由し対象世帯へ振り込まれている。

図表 義援金の配分状況

区 分	申請受付	配 分 要 件	配 分 金 額	配分状況
緊急配分 (第1次配分)	6月29日から	死亡	100万円/人	1件
		住宅被害(全壊)	5万円/世帯	2件
		住宅被害(半壊)	5万円/世帯	31件
		避難所避難者特例	5万円/世帯	50件
第2次配分	7月24日から	重傷者	10万円/人	50件
		住宅被害(全壊)	100万円/世帯 ※既請求世帯95万円	3件
		住宅被害(半壊)	50万円/世帯 ※既請求世帯45万円	142件
第3次配分	9月26日から	災害救助法適用の13市町において、一部損壊の住宅被害があり、障害者手帳所持者を含む世帯かつ市町村民税非課税世帯	5万円/世帯 ※緊急配分(第1次配分)による避難所避難者特例を既に受けた世帯は対象外	509件

区 分	申請受付	配 分 要 件		配 分 金 額	配分状況
		災害救助法適用の13市町において、一部損壊の住宅被害があり、ひとり親世帯かつ市町村民税非課税世帯		5万円/世帯 ※緊急配分(第1次配分)による避難所避難者特例を既を受けた世帯は対象外	82件
第4次配分	12月25日から	基礎配分	住宅被害(全壊)	50万円/世帯 (第1次からの総額150万円/世帯)	3件
			住宅被害(半壊)	25万円/世帯 (第1次からの総額75万円/世帯)	103件
		基礎支援金/ 加算支援金	被災者生活再建支援法に基づく住家被害世帯(全壊世帯、半壊解体世帯、長期避難世帯、大規模半壊世帯)と同等の被害を受けた世帯	(基礎支援金) 全壊・半壊解体・長期避難各100万円/世帯 大規模半壊 50万円/世帯 (加算支援金) 建築・購入 200万円/世帯、 補修 100万円/世帯 ※基礎支援金・加算支援金ともに、世帯人数が単身世帯の場合は各該当金額が4分の3となる。	全壊3件 半壊解体22件 建設購入2件 補修0件

### (3) 災害見舞金の支給(平成31年3月31日時点)

災害見舞金は、交通事故や、地震、火災、風水害などで被害を受けた市民へ、被災等の状況にあわせて市から支給を行う制度である。

今回の地震災害でも被害に遭われた方への支給を行っている。

図表 災害見舞金の支給状況

区 分	支 給 金 額	支 給 状 況
死 亡	10万円	1件
全 壊	5万円	3件
半 壊	3万円	145件
治療3月以上の傷害	3万円	9件

### (4) 災害弔慰金の支給(平成31年3月31日時点)

災害弔慰金は、災害で死亡された遺族の方へ市から支給を行う制度である。

支給額：[1]生計維持者の方が死亡した場合 500万円

[2]その他の方が死亡した場合 250万円

・申請状況：1件

### (5) 災害援護資金の貸付

災害援護資金は、災害で負傷または住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲の方に貸付を行う制度である。

- ・対象者：世帯主が負傷又は住家(半壊以上)、家財に被害があった者
- ・貸付条件：利率 年3% (据置期間中無利子)、償還期間10年、据置期間3年(特別の場合は5年)
- ・貸付額：被災の状況によって、150万円から350万円
- ・受付期間：9月30日まで
- ・申請状況：0件

## 4 各種減免制度の適用状況

各種保険料やサービスの利用料については、条例等を適用して減免措置を講じている。

図表 各種減免制度の提供状況（平成31年3月31日時点）

支援制度名	期限	適用状況
<b>【独自分】</b>		
保育所等利用者負担の減免	平成30年度末まで受付分（利用者負担等については、最長6か月間適用）	3件
学童保育室利用料の減免		1件
水道料金・下水道使用料の免除		143件
漏水軽減申請の受付		590件
障害福祉関係サービスの利用者負担の免除		0件
各種証明書の発行手数料の免除		123件
住民健診等の自己負担額の減免		6件
国民健康保険料の分割納付・納付猶予		0件
介護保険特定福祉用具の再購入		2件
福祉用具の再給付（障）		0件
<b>【その他】</b>		
市税の減免	平成30年度課税分	131件
市税の納税猶予	1年	0件
国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除及び徴収猶予	6か月（3か月後延長は1回）	12件
国民健康保険料の減免	1年	60件
国民健康保険料の分割納付・納付猶予	1年	0件
後期高齢者医療保険料の減免	1年	66件
後期高齢者医療保険料の分割納付・納付猶予	1年	0件
後期高齢者医療の一部負担金免除	1年	28件
介護保険料の減免	1年	119件
介護保険サービス利用料の減免	1年	22件
国民年金保険料の免除	2年	6件
学生の国民年金保険料納付特例	2年	0件
重度障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の所得制限特例	令和元年10月末まで	重度障害者医療費助成：0件

## 第6章 住民等による自助・共助活動

---

## 第1節 活動の概要

市では、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、自主的に連帯して防災活動を行う自主防災組織の結成とその活動を推進している。

今回の震災でも、発災直後から、市内の各自主防災会による災害対応が行われた。

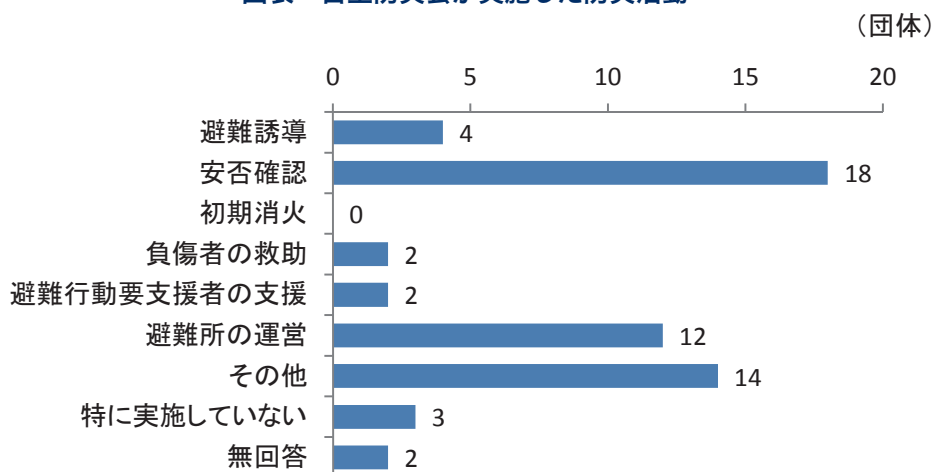
### 1 全体概要

自主防災会をはじめとする住民組織によって、発災後、市内各地域で住民相互の安否確認や避難所の運営等が行われた。

市内30団体の自主防災組織を対象としたアンケート調査によると、25団体の自主防災会が何等かの対応を実施していた。

自主防災会が実施した防災活動の内訳としては、「安否確認」が18団体と最も多く、続いて「避難所運営」が12団体であった。

図表 自主防災会が実施した防災活動



(資料) 自主防災会アンケート (複数回答)

※「その他」：地区内の建物の被災確認(外観調査)など

### (1) 避難誘導【4地区で実施】

#### 【意見】

- ・安否確認や避難誘導など各自治会の行動が統一されていなかった。
- ・自治会での行動マニュアルや研修が必要と感じた。

### (2) 安否確認【18地区で実施】

各自主防災会では、自治会や民生委員等と連携して、安否確認が実施された。

#### 【意見】

- ・発災後すぐの安否確認を家の片付けなどが精一杯で、できなかった。
- ・自治会に加入していない方への安否確認方法が決まっていなかった。
- ・自主防災会組織や自治会長だけでは地域の安否確認が困難であった。班長などの他の自治会役員の力が必要であった。
- ・避難行動要支援者名簿を活用した安否確認に非常に時間がかかった。
- ・自主防災会の緊急連絡網及び初動対応マニュアルの作成が必要と感じた。
- ・各自治会で防災委員の組織づくりが必要と感じた。
- ・自主防災会の若手メンバーは通勤で地域にほとんどいなかった。
- ・自主防災会の主たる役員は、自治会長や民生委員など地域の各種組織の長を兼務しており、発災直後はそれぞれの持ち場で安否確認が優先され、避難所に待機できる人数が少なく、今後はそれをどうカバーするか検討が必要である。

### (3) 初期消火【実施なし】

今回の地震では大規模な火災の発生には至らず、対応した自主防災会はない。

### (4) 負傷者の救助【2地区で実施】

(2)の安否確認に伴い、自主防災会による救助活動も実施されている。

### (5) 避難行動要支援者の支援【2地区で実施】

(1)の避難誘導や(2)の安否確認とあわせて実施されている。

### (6) 避難所の運営(開設含む)【12地区で実施】

市では75か所の避難所を開設したが、発災当日または数日で運営が終了した避難所もあれば、8月4日まで長期にわたり運営した避難所もあった。

市の避難所要員、避難所となった施設の管理者、自主防災組織が協力しながら運営等を行うなかで、12団体の自主防災会で実施され、特に8地区での活動が顕著であった。

#### 【意見】

##### <①人員体制>

- ・自主防災会役員や自治会長等に連絡するも、参集率が低かった。
- ・小学校区内に避難所が多く、自主防災会の限られた人員では対応できることに限界があった。
- ・日中はほとんど避難者がおらず、本格的な避難所運営の必要はなかったため、自主防災会の活動をどこまですべきか苦慮した。
- ・避難所要員と面識がなく、円滑なコミュニケーションがとりづらかった。
- ・自主防災会だけで、24時間対応は困難であったため、避難所要員がいてくれて助かった。
- ・自主防災会で避難所運営に関する権限が少なく、いろいろできるのに止まってしまった。任せてもらえる部分を明確化することで士気が高まると感じた。
- ・市と地域との役割の明確化と連携強化が必要だと感じた。

- ・体調不良の方への対応が困難であった。また、避難者は自分で買い物にも行けない方もおり、要配慮者対応で時間と人手を要した。
- <②避難所の開設時、避難者の受入れ時(名簿の作成等)>
- ・個人情報の関係で、市の避難所要員と受付名簿の共有がされなかったため、避難者の情報をすぐに確認できなかった。
- <③運営時(物資)>
- ・避難所要員が来ることができない場合に、市管理の収納保管庫を開けてよいかの判断が明確ではない。
  - ・市に対し、備品使用についての許可を求めたが、返事がない状態が続いた。
  - ・市からの配送される備蓄物資が他の避難所と異なっていた。
  - ・在宅避難者への物資の供給について、避難所ではあまりが生じると判断し、断水したマンションに配送しようとしたが、避難所要員に止められた。物資供給の考えを整理する必要がある。
  - ・避難所に事前から必要最低限な資材や毛布、食料、ラジオなどの設置しておくことが望ましいと感じた。
- <④運営時(場所・施設)>
- ・車で避難者への取り決め(駐車スペースの検討)などが必要である。
  - ・避難所となった施設に畳の部屋がなく、人数が減ってからも体育館から部屋を移すことができなかった。
  - ・学校体育館では、大型扇風機だけでは適正な温湿度管理が困難であった。
  - ・体育館の電力容量が2000Wと少なかった。扇風機5台とスポットクーラーをつなげるとブレーカーが落ちてしまった。また、コンセントの数が少なかった。
- <⑤運営時(情報共有・情報伝達)>
- ・市のホームページの情報が部署によって、作り方が異なり見づらかった。また、どれが最新の情報かわかりにくかったため、避難者への情報伝達に時間を要した。
  - ・避難所要員を通じて、市の本部へ問い合わせを行ったが、回答がないことがあった。
  - ・ガスコンロやブルーシートの配布などの情報が届くのが、遅かった。情報伝達の方法に工夫が必要である。
  - ・SNSで若い世代の方から、根拠のない情報ばかり送られてきた。発信源も未確認のものが多かった。それを拡散してほしいとあって、錯乱した。
- <⑥運営時(その他)>
- ・市による避難所の閉鎖や統合の判断や見通しが明確でなく、いつまで対応する必要があるのか苦慮した。
  - ・実践に即したマニュアルを作成する必要がある。
  - ・地域で避難所運営マニュアルを作成していたが、訓練をしていなかったため、うまく活用することができなかった。
  - ・日本語に不慣れな外国人、持病のある方、授乳者等への対応など、十分に想定していなかった対応に苦慮した。
  - ・ペットと同行避難された方への対応について、判断が難しかった。
  - ・いつでも誰でも避難所に入りができるので、安全面で不安があった。



## 第2節 避難所の運営を実施した主な自主防災会の活動

### 1 大池地区自主防災会（大池小学校区）

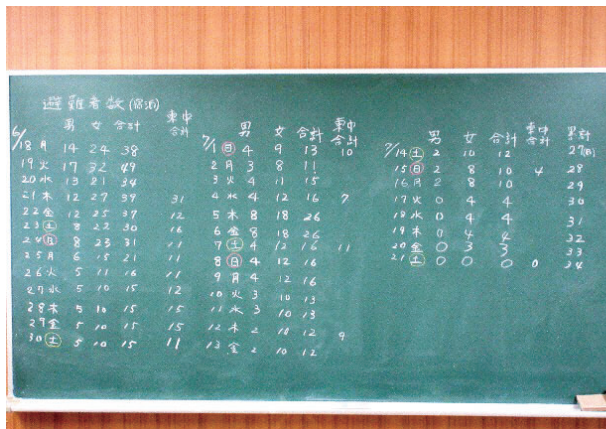
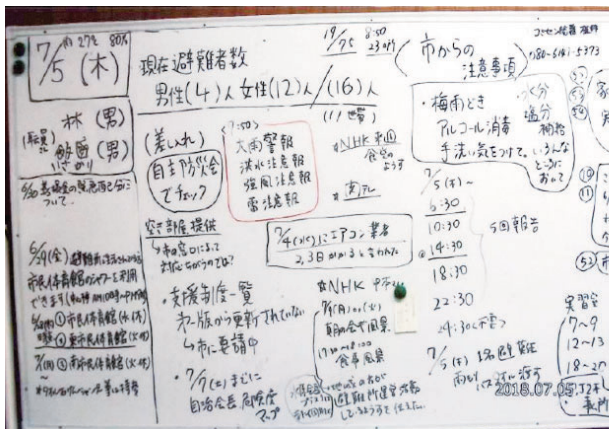
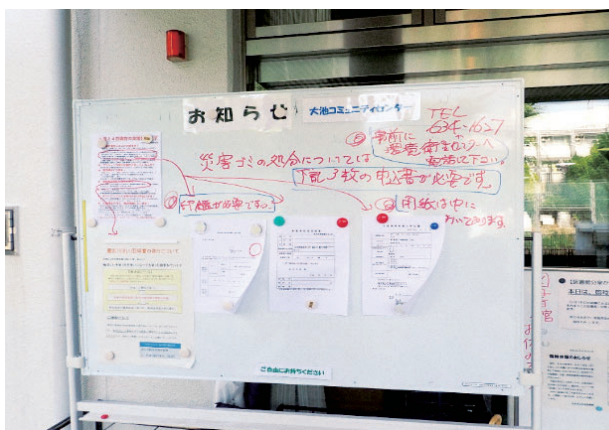
#### ①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
大池小学校	6月21日まで	16人（6月18日）
大池コミュニティセンター	7月21日まで	49人（6月19日）

#### ②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦労したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険場所の確認や一部の自治会等では安否確認を実施した。</li> </ul>	—
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設・受付は2か所とも避難所要員が行った。</li> <li>大池コミュニティセンターでは、市の受付名簿とは別に、自主防災会が名簿一覧を作成し、番号札で退管理を行った。</li> <li>大池小学校と大池コミュニティセンターでお互いどのくらいの避難者がいるのか随時確認した。</li> <li>大池コミュニティセンターの各階、屋上など安全確認を目視で行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の関係で、市の避難所要員と受付名簿の共有がされなかったため、避難者の情報をすぐに確認できなかった。</li> </ul>
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>大池コミュニティセンターでは、3日目から、大池地区災害対策本部を立ち上げ「リーダー、サブリーダー、情報班、センター班、相談班、食事班」に分け、自主防災会主導により、避難者の対応を行った。</li> <li>自主防災会は避難者の多い大池コミュニティセンターにて避難所運営を行った。</li> <li>毎朝10時に地域、施設管理者、市の3者での打ち合わせを行い、黒板等で状況共有を図った。また、ホワイトボードで災害情報をホール及び玄関前に掲示し、地域住民や避難者の皆様に周知した。</li> <li>地域の掲示板等に被災者支援情報を掲示した。また、ボランティアの協力を得て、地区内全戸にチラシを配布した。</li> <li>地域や各種団体から食料の差し入れがあり、避難者の健康面や栄養面を考慮し、避難者と協力して炊き出しを行った。</li> <li>足らず分の毛布を大池小学校から搬送した。</li> <li>自主防災会主導で、大池小学校にいた5人程度を環境が整った大池コミュニティセンターに移動してもらった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所要員と面識がなく、円滑なコミュニケーションがとりづらかった。</li> <li>市のホームページの情報が部署によって、作り方が異なり見づらかった。また、それが最新の情報かわかりにくかったため、避難者への情報伝達に時間を要した。</li> <li>避難所要員を通じて、市の本部へ問い合わせを行ったが、回答がないことがあった。</li> <li>市による避難所の閉鎖や統合の判断や見通しが明確でなく、いつまで対応する必要があるのか苦慮した。</li> <li>実践に即したマニュアルを作成する必要がある。</li> <li>今回の地震をふまえ、①避難所の開錠と安全点検、②避難者名簿の記載内容、③部屋の有効活用、④避難所要員の研修、⑤訓練の水平展開について、課題があり、市と検討する</li> </ul>

大池地区自主防災会による避難所運営の様子



## 2 郡山小学校区自主防災会（郡山小学校区）

### ①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
郡山小学校	6月22日まで	32人（6月20日）

### ②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦勞したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を巡回し、被害状況を把握した。</li> <li>・自治会長がエレベーターのある住宅の閉じ込めがないか確認した。</li> <li>・地域で定めた安否確認実施要領に基づき、集合住宅は階段理事、自治会班長、PTA役員等により、訓練どおりに安否確認を行った。</li> <li>・自治会等と連携し、個人宅の片づけの協力やマイコンメーターの復旧等の対応を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に自治連等の役員21人に、避難所運営要領を配布し、防災訓練を実施。震度5弱以上が発生した場合、自助・共助（家族や隣近所）の安全確認後に災害拠点となる避難所に集合することとしていたが、誰も参集しなかった。</li> <li>・市の避難所要員の迅速な駆けつけにより情報の共有化が図れたが、遅延の場合の市との連絡体制の確立を明確化してほしい。</li> <li>・自治会未結成地域の活性化が必要。</li> </ul>
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設・受付は市が行ったが、自主防災会も避難者に対し、困りごとなどのヒアリングを行った。</li> <li>・避難所へ車で来る人が多く、6台が小学校前に駐車していたため、裏へ移動してもらった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車での避難者への取り決め（駐車スペースの検討）などが必要である。</li> <li>・避難所要員が遅延や参集不能な場合に、市管理の収納保管庫の開閉を自主防災会役員や施設管理者で可能にする検討が必要。</li> </ul>
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営は、昼間は避難所要員と連携しながら自主防災会が行い、夜間は避難所要員が行った。</li> <li>・食事、起床就寝、規律等、情報共有等について、朝、夕方の2回、避難所運営マニュアルの実施要項に基づいて運営委員会で協議した。</li> <li>・病人等の要配慮者に対して、学校や隣接する公民館の和室を使用し、スペースを分けるなど工夫を凝らした。</li> <li>・避難所である体育館内のレイアウトは、壁沿いに国別または世帯別に自主的に集まっており、真ん中がフリースペースとなった。訓練で体験した通りにしなかったが、避難者の自主性に任せ、そのままとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語に不慣れな外国人、持病のある方、授乳者等、配慮が必要な人への対応など、想定していなかった事案に苦慮した。</li> <li>・自主防災会役員・避難者だけで、24時間運営は困難。市の避難所要員・施設管理者の支援により運営できた。今後、避難所運営を強化する取組が必要。</li> <li>・避難所運営は避難者のコミュニケーション能力と絆が重要と感じた。</li> <li>・全てのライフラインの機能停止や住宅内の孤立を想定した訓練を実施すること、通学路のハザードマップの作成等が今後の課題である。</li> </ul>

### 3 耳原地区自主防災会（耳原小学校区）

①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
耳原小学校	6月25日まで	3人（6月20日～23日）

②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦労したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	—	・家の片付けなどで、安否確認をすることができなかった。
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所要員より早く到着し、地域で避難所を開設した。受付は自主防災会と避難所要員が連携し、行った。</li> <li>・避難スペースとして想定していた体育館の安全確認は、自主防災会が目視にて行い、利用可能と判断した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会役員や自治会長等に連絡するも参集率が低かった。</li> </ul>
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会と避難所要員が協力して避難所運営を行った。</li> <li>・余震の心配から1家族が避難され、和室にて声掛けやおにぎりの提供などの対応を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市による避難所の閉鎖や統合の判断や見通しが明確でなく、いつまで対応する必要があるのか苦慮した。</li> <li>・避難所運営マニュアルを改定する必要性を感じた。</li> </ul>

耳原地区自主防災会による避難所運営の様子



## 4 水尾校区自主防災会（水尾小学校区）

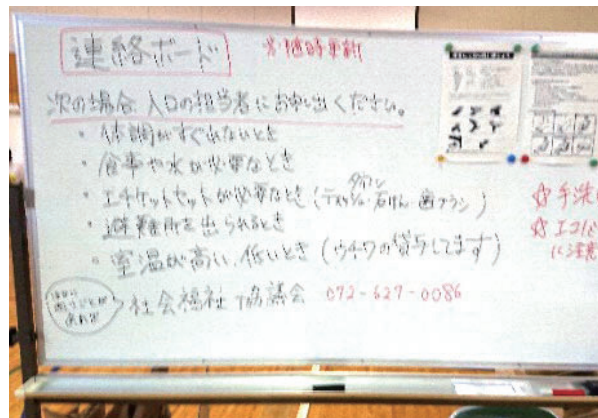
### ①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
水尾小学校	7月18日まで	40人（6月21日）
南中学校	6月30日まで	27人（6月20日）

### ②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦労したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の状況を見ながら、主な役職の方が集まり、これからの避難所運営について会議を行った。</li> <li>9時過ぎから民生委員が各担当エリアについて、安否確認を実施した。50人の確認に約3時間を要した。</li> <li>一部、警察の協力も得て、安否確認を実施した。</li> <li>一部の自治会ではアンケートを個別で実施するなど、被害状況の把握に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスコンロやブルーシートの配布などの情報が届くのが、遅かった。情報伝達の方法に工夫が必要である。</li> <li>SNSで若い世代の方から、根拠のない情報ばかり送られてきた。発信源も未確認のものが多かった。それを拡散してほしいとあって、錯乱した。</li> </ul>
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設・受付は2か所とも避難所要員が行った。</li> </ul>	—
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会は避難者の多い水尾小学校を中心に避難所運営の補佐を行った。</li> <li>水尾小学校及び南中学校とも避難所要員の補佐役として、午前8時から午後10時まで交代で避難所に詰めた。</li> <li>連絡ボードを作成し、避難者が情報をとれるように工夫した。また、間仕切りや段ボールベッドで要配慮者に優しい避難所づくりに努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で避難所運営マニュアルを作成していたが、訓練をしていなかったため、うまく活用することができなかった。</li> <li>日中はほとんど避難者がおらず、本格的な避難所運営の必要はなかったため、自主防災会の活動をどこまでするべきか苦慮した。</li> <li>個人情報の関係で、市の避難所要員と受付名簿の共有がされなかったため、避難者の情報をすぐに確認できなかった。</li> <li>市による避難所の閉鎖や統合の判断や見通しが明確でなく、いつまで対応する必要があるのか苦慮した。</li> </ul>

水尾校区自主防災会による避難所運営の様子



## 5 葦原地区自主防災会（葦原小学校区）

### ①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
葦原小学校	6月25日まで	11人（6月20日）
沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	7月31日まで	23人（6月18日）
南市民体育館	6月21日まで	2人（6月19日）

### ②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦労したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治会が自主防災会と連携し、自治会に加入・未加入に関わらず、要配慮者への声かけなど安否確認等の対応を行った。</li> <li>自主防災会に民生委員が加入しており、全体の安否確認は自主防災会で把握し、民生委員は、名簿に掲載されている障害者・独居老人等の安否確認を行った。</li> <li>大地震の発生に備え、無事な世帯は玄関先に、黄色いボードを掲示するようにしていたが、半数出している地区や1軒しか出ていない地区など様々であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設時に集まったスタッフが少なく、被害が大きい場合の対応に課題を感じた。</li> <li>安否確認や避難誘導など各自治会の行動が統一されていなかった。</li> <li>自治会での行動マニュアルや研修が必要と感じた。</li> <li>自治会に加入していない方への安否確認方法が決まっていなかった。</li> <li>黄色いボードの掲示がない家には1軒ずつ回り、安否確認に時間を要した。</li> </ul>
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設は3か所とも避難所要員が行った。</li> <li>葦原小学校においては、1時間程度でスムーズに開設がされ、自主防災会が受付を行った。受付名簿は葦原独自のもので対応した。</li> <li>受付簿を事前に用意し、受入れに必要なものを把握していたので、避難所の設営がスムーズにできた。</li> </ul>	—
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>葦原小学校は自主防災会主導で運営を行い、残りの2つは、市主導で運営を行った。</li> <li>自主防災会が3時間交代で避難所に詰めて避難者対応を行った。</li> <li>他の地域でペット受入不可と言われた避難者の対応を行った。</li> <li>マットや間仕切り、段ボールベットを活用し、丁寧な要配慮者対応ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市に対し、備品使用についての許可を求めたが、返事がない状態が続いた。</li> <li>市からの配送される備蓄物資が他の避難所と異なっていた。</li> <li>自主防災会で避難所運営に関する権限が少なく、いろいろできるのに止まってしまった。任せてもらえる部分を明確化することで士気が高まると感じた。</li> </ul>

葦原地区自主防災会による避難所運営の様子



## 6 茨木地区自主防災会（茨木小学校区）

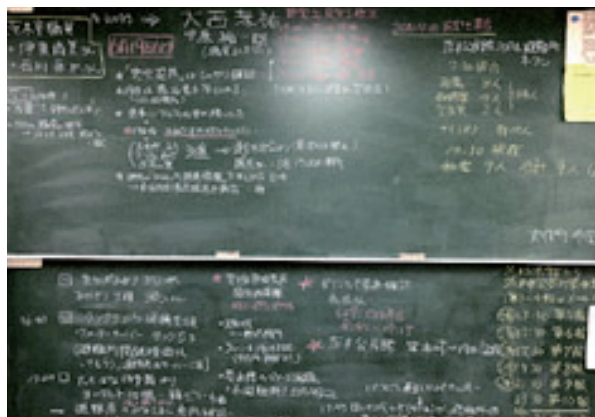
### ①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
茨木小学校	6月28日まで	18人（6月18日）
茨木公民館	7月14日まで	23人（7月6日）
茨木高等学校	6月21日まで	4人（6月18日）
男女共生センターローズWAM	7月31日まで	31人（6月19日）

### ②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦勞したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学途中の児童を小学校へ誘導した。</li> <li>民生委員だけでは、名簿掲載者全員を回ることができないと思い、各自治会長と連携して安否を確認した地区もあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会や自治会長だけでは地域の安否確認が困難であった。班長などの他の自治会役員の力が必要であった。</li> <li>避難行動要支援者名簿を活用した安否確認に、非常に時間を要した。</li> <li>自主防災会の緊急連絡網及び初動対応マニュアルの作成が必要と感じた。</li> <li>各自治会で防災委員の組織づくりが必要と感じた。</li> </ul>
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設・受付は4か所とも避難所要員が行った。</li> <li>自治会と連携し、災害に関する情報を掲示板に掲示した。</li> <li>避難者に対し、困りごとなどのヒアリングを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付名簿について、個人情報との関係で、市と地域での共有が困難であった。</li> </ul>
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会は主に茨木公民館で避難所運営を行った。</li> <li>要配慮者に対して、相談を聴く、スペースを分ける、家の片付けを手伝うなど、被災者に寄り添った様々な対応を行った。</li> <li>茨木公民館では、地域から食料の差し入れがあり、余らせることや捨てることもできないことや避難者の健康面や栄養面を考慮し、炊き出しを行った。</li> <li>茨木公民館では、定期的な会議の実施や黒板を活用し、自主防災会役員や市、施設管理者が共通認識できるように工夫した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体調不良の方への対応が困難であった。また、自分で買い物にも行けない方もおり、要配慮者対応で時間と人手を要した。</li> <li>避難所が多く、自主防災会の限られた人員では対応できることに限界があった。</li> <li>茨木小学校近辺の道が狭く、車両の出入りがスムーズにできなかった。</li> <li>市と地域との連携強化や役割の明確化が必要と感じた。</li> </ul>

茨木地区自主防災会による避難所運営の様子



## 7 穂積校区自主防災会（穂積小学校区）

### ①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
穂積小学校	6月28日まで	118人（6月18日）

### ②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦労したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校の児童の安否確認、体育館の状況確認、防災倉庫の開錠、独居高齢者の安否確認を行った。その後も、校区内の被害状況の確認等が実施した。</li> <li>・ 大きな被害が確認されなかったため、組織的な役員の招集は止め、自主的に対応可能な範囲での参集とした。</li> <li>・ 問い合わせの電話が自治会長に集中した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災会の若手メンバーは通勤で、地域にほとんどいなかった。</li> <li>・ 自主防災会の主たる役員は、自治会長や民生委員など地域の各種組織の長を兼務しており、発災直後はそれぞれの持ち場で安否確認が優先され、避難所に待機できる人数が少なく、今後はそれをどうカバーするか検討が必要である。</li> </ul>
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所開設・受付は避難所要員が行った。</li> <li>・ 図上訓練を数年間実施していたため、最低限必要な物資、水、炊き出し用品、事務用品などの準備を行うことができた。</li> <li>・ モノレール駅からの帰宅困難者もかなり多かったが、夜までには自力で帰宅した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料等、市からの物資調達が大幅に遅れていた。</li> <li>・ 対策本部との連絡がつかず、避難者に対する方針等が不明瞭であった。</li> </ul>
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営は、自主防災会と避難所要員が協力して運営した。</li> <li>・ ホワイトボード等を活用し、自主防災会役員や市、施設管理者が共通認識できるように工夫した。</li> <li>・ 発災日の6月18日と翌日の6月19日に、炊き出しを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館の電力容量が2000Wと少なかった。扇風機5台とスポットクーラーをつなげるとブレーカーが落ちてしまった。また、コンセントの数が少なかった。</li> <li>・ 避難所要員と面識がなく、円滑なコミュニケーションがとりづらかった。</li> <li>・ 市による避難所の閉鎖や統合の判断や見通しが明確でなく、いつまで対応する必要があるのか苦慮した。</li> <li>・ 在宅避難者への物資の供給について、避難所ではあまりが生じると判断し、断水したマンションに配送しようとしたが、避難所要員に止められた。物資供給の考えを整理する必要がある。</li> <li>・ 避難所となった穂積小学校に畳の部屋がなく、人数が減ってからも体育館から部屋を移すことができなかった。</li> </ul>



## 8 中津校区自主防災会（中津小学校区）

### ①基本情報（地区にある避難所の開設状況）

避難所名	開設時期	最大避難者人数（最大の時期）
中津小学校	7月20日まで	35人（7月6日）
高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき	6月21日まで	9人（6月18日）
東中学校	7月21日まで	100人（6月18日）

### ②活動状況

時期	活動の内容、対応した事項など	苦労したこと、うまくできなかったこと、課題など
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の確認及び近所の見回り、声かけなどの安否確認を行い、地域の担当民生委員に状況報告を行った自主防災会員もいた。</li> </ul>	
避難所開設前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設・受付は3か所とも避難所要員が行った。</li> <li>避難所のうち、東中学校では、市の受付名簿とは別に、自主防災会が白紙に手書きの名簿一覧を作成し、100人もの出退管理を行った。</li> </ul>	
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会は避難者が多い東中学校を中心に避難所運営を行った。</li> <li>東中学校では、体操マットの配置や間仕切り、避難所の属性（单身、家族、グループ等）ごとにエリア分けるなど工夫を凝らした。また、避難者が減ると、新たに、空調設備を設置（市）していただいた柔道場に避難所を移した。特に苦情が出ることはなかった。</li> <li>避難者への情報提供として、避難所に掲示板の設置（市からの情報・入浴施設等の案内等）また、地域の新聞配達所からのご厚意により朝刊（5部）を地震発生の翌日から約2週間無料提供を受けた。</li> <li>東中学校では、避難所要員を中心に、学校職員、地域が知恵を出し合い運営を行うことができた。</li> <li>発熱や嘔吐するなどの体調不良の方もいたが、東中学校が冷蔵庫やポットなどの必要品の借用や氷を袋に詰めて提供してくれるなど、協力的であり、速やかな対応ができた。また、業者の方からはWi-Fi、ウォーターサーバー等を設置していただき非常に役立った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットと同行避難された方への対応について、判断が難しかった。</li> <li>災害の情報が得ることができず、不便であった。</li> <li>いつでも誰でも避難所に入出入りができたため、安全面で不安があった。</li> <li>学校体育館では、大型扇風機だけでは適正な温湿管理が困難であった。</li> <li>避難所に事前から必要最低限な資材や毛布、食料、ラジオ、夜間の通用出入口に設置するライトなどの設置しておくことが望ましいと感じた。</li> <li>市による避難所の閉鎖や統合の判断や見通しが明確でなかった。</li> <li>避難所の開設期間等、市からの情報があまり入って来なかったことに避難者から不満の声があった。</li> </ul>

図表 中津校区自主防災会による避難所運営の様子





## 第7章 市及び各関係機関別の災害対応の状況

---

## 第1節 市各部の対応

### 1 総務対策部

総務対策部は、市の災害対応全体を指揮調整するとともに、市の災害対応状況の記録・広報、災害対応に当たる職員の後方支援、災害対応に必要な予算の調整、市議会の対応のほか、市内の被害状況の調査についても対応することが地域防災計画において定められている。

#### (1) 班構成

地域防災計画において定められている班構成は以下のとおり。

対策部名	対策班名	課名（○の所属長は班長）	人員数
総務対策部 部長：総務部長 副部長：企画財政部長、 会計管理者	総務班	総務課、○危機管理課、法務コンプライアンス課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局	49人
	秘書・広報班	○秘書課、まち魅力発信課	19人
	人事班	○人事課	17人
	被害調査班	市民税課、○資産税課、収納課、政策企画課、財産活用課、市民会館跡地活用推進課、契約検査課	119人
	財政班	○財政課、会計室	21人
	情報システム班	○情報システム課	18人
	議会班	○議会事務局総務課、議事課	11人

#### (2) 地域防災計画の業務分掌等

- 「○」：計画に基づき実施したこと  
 「・」：計画にあったが実施しなかったこと  
 「★」：計画になかったが実施したこと

##### ① 総務班

- 府への被害報告及び連絡調整に関すること
- 本部の開設及び閉鎖に関すること
- 防災会議並びに本部会議の開催に関すること
- 本部長の指示・命令の伝達に関すること
- 本部の庶務に関すること
- 災害救助法の適用に関すること
- 公用車両の燃料確保及び管理運用に関すること
- 自衛隊に対する災害派遣要請依頼及び受入に関すること
- 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること
- 電気・ガス・通信被害の情報収集及び報告に関すること
- 被害情報の取りまとめ及び報告書の作成に関すること
- 市有財産の保護管理及び被害状況の取りまとめに関すること
- 職員の輸送に関すること
- 車両の借上に関すること
- 自主防災組織との連絡調整に関すること
- 各部及び部内各班並びに関係機関との連絡調整に関すること

- ★大阪災害支援ネットワーク会議への参加、備蓄物資の搬出、救援物資の調達
- ★災害支援コールセンターの設置、問い合わせ対応
- ★避難所要員
- ★罹災証明書の発行

## ②秘書・広報班

- 災害対策本部長の秘書に関すること
  - 災害広報に関すること
  - 報道機関との連絡調整に関すること
  - 報道機関への発表並びに災害視察者に関すること
    - ・広報車の現地派遣及び災害写真の撮影に関すること
  - 記録の編集・保存に関すること
- 
- ★支援申出の受付

## ③人事班

- 職員の災害派遣に関すること
  - ・職員の動員に関すること
- 職員の参集状況の把握に関すること
- 職員の給与等に関すること
  - ・公務災害補償その他職員に対する給付及び援助に関すること
- 職員への給食に関すること

## ④被害調査班

- 被災者・被災家屋等の調査報告に関すること
  - 税の減免に関すること
  - 被害調査班の編成に関すること
  - 災害救助法適用申請に伴う基礎数値の調査に関すること
  - 被災に関する証明の発行に関すること
  - 被災者台帳（家屋被害及び罹災証明書）に関すること
- 
- ★被害調査の人的支援受入体制の確立、罹災証明書発行の人的支援受入体制の確立
  - ★官学連携している大学及び大学生へのボランティア募集の周知
  - ★協力申出団体のとりまとめ・庁内情報共有
  - ★立命館大学のシャワー室提供
  - ★各種市民サービス等の停止状況のとりまとめ・庁内情報共有
  - ★被災者支援制度一覧（第1版）の作成
  - ★復興支援総合案内に関すること
  - ★被災者支援会議の検討・設置
  - ★半壊以上の罹災者への案内

## ⑤財政班

- 災害関係の予算及び起債に関すること
  - 現金の保管に関すること
    - ・支払い資金の調達に関すること
- 
- ★公共施設の利用調整
  - ★指定金融機関との連携
  - ★寄付金の収納

## ⑥情報システム班

- 庁内・庁外ネットワークの復旧に関すること
  - 被害調査班の応援に関すること
- 
- ★災害支援コールセンターの設置・問い合わせ対応
  - ★ネットワーク配線作業
  - ★プログラム作成

- ★機器設定作業
- ★システム不具合対応、システム設定作業
- ★災害用機器調達

⑦議会班

- 被害状況の把握及び議員との連絡に関すること

(3) 対応状況

日付	内 容	対 応 班
6月		
	<b>・ 7時58分 地震発生</b>	
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨木市災害対策本部設置</li> <li>・ 第1回災害対策本部会議開催（9：00）</li> <li>・ 地震の規模、余震への備え、行動等についての市長コメントを報道提供</li> <li>・ HP、SNSでの情報発信を開始</li> <li>・ 第2回災害対策本部会議以降、会議を報道機関に公開</li> <li>・ 災害救助法適用（申請、決定）</li> <li>・ 自衛隊の災害支援活動を要請、支援開始（26日まで）</li> <li>・ 災害支援コールセンターの開設（7月10日まで）</li> <li>・ 市有財産の保護管理及び被害状況の取りまとめ（7月21日まで）</li> <li>・ ネットワーク復旧作業（20日まで）</li> <li>・ 市議会議員の安否確認を実施（メール配信）</li> <li>・ 地震に関する議員からの情報提供及び要望、確認事項等への対応（7月19日まで）</li> <li>・ 災害対応経費のとりまとめ及び補正予算に向けた施策の庁内調整等（7月12日まで）</li> </ul>	総務班 秘書・広報班 秘書・広報班 秘書・広報班 総務班 総務班 総務班 総務班 情報システム班 議会班 議会班 財政班
19日	・ 住家の被害認定調査（1次調査）開始	被害調査班
20日	(梅雨前線の影響による大雨) ・ 自衛隊入浴支援開始（26日まで） ・ 他団体からの人的支援受け入れ（7月31日まで）	総務班 人事班
21日	・ 国土交通省TEC-FORCEによる本館・南館・合同庁舎・上中条分室の危険度判定の実施（危険度なし） ・ 主な公共施設に紙媒体での情報掲示を開始	総務班 秘書・広報班
23日	・ 罹災証明書の発行に自己判定方式を導入 ・ 罹災証明書の発行開始	被害調査班
28日	・ 被災者支援制度一覧（第1版）の公開	被害調査班
7月		
1日	・ 避難者の日常生活復帰に向けた名簿の作成（避難所体制プロジェクトチームの組成）（市民対策部提案） ・ 広報いばらき地震対策特別版（第1号）の発行	危機管理課ほか 秘書・広報班
2日	・ 避難所体制プロジェクトチームの設置（市民対策部提案）	危機管理課ほか
5日	(台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨)	
6日	・ 復興支援総合案内プロジェクトチームの設置	被害調査班ほか
9日	(梅雨前線の影響による大雨)	
10日	・ 被災者支援制度一覧（第2版）の公開	被害調査班
11日	・ 住家の被害認定調査（2次調査）受付開始 ・ 復興支援総合案内の設置（8月31日まで）	被害調査班 被害調査班ほか
13日	・ 被災者支援制度一覧（第3版）の公開	被害調査班
14日	・ 住家の被害認定調査（2次調査）開始	被害調査班
19日	・ 災害救助法適用期間の延長申請（避難所） ・ 広報いばらき地震対策特別版（第2号）の発行	総務班 秘書・広報班
23日	・ 第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）	総務班

日付	内 容	対応班
	・被災者支援制度一覧（第4版）の公開	被害調査班
28日	（台風第12号の通過に伴う大雨）	
8月		
4日	・市内の全ての避難所を閉鎖	

## 2 市民対策部

市民対策部は、避難所の開設・運営をはじめ、市民の相談窓口の開設等について対応することが地域防災計画において定められている。

### (1) 班構成

地域防災計画において定められている班構成は以下のとおり。

対策部名	対策班名	課名（○の所属長は班長）	人員数
市民対策部 部 長：市民文化部長	避難所・市民班	○市民協働推進課、市民生活相談課、文化振興課、スポーツ推進課、市民課、人権・男女共生課	256人

### (2) 地域防災計画の業務分掌等

- 「○」：計画に基づき実施したこと  
「・」：計画にあったが実施しなかったこと  
「★」：計画になかったが実施したこと

#### ① 避難所・市民班

- ・避難者の誘導に関すること
- 避難所の運営に関すること
- ・福祉避難所（市民文化部所管）の運営に関すること
- 市民相談に関すること
- 自治会長等地域住民との連絡調整に関すること
- ・遺体の収容及び火葬に関すること
- 被災者台帳（家屋被害及び罹災証明書を除く）に関すること
- 部内各課との連絡調整並びに本部との連絡に関すること

### (3) 対応状況

日付	内 容	対応班
6月		
18日	・ 7時58分 地震発生 ・ 茨木市災害対策本部設置 ・ 指定避難所開設（市内75か所）	避難所・市民班
20日	（梅雨前線の影響による大雨） ・ 避難所の環境改善（ダンボールベッド・マットレス・スポットクーラー・扇風機及びエアコンの設置、避難場所の移動）	避難所・市民班
21日	・ 33地区連合会長に対し、災害に対する支援制度についてFAX、電話で周知	避難所・市民班
22日	・ 避難所との情報伝達の強化（専用の携帯電話の配布）	避難所・市民班
23日	・ 33地区連合自治会長に対し、災害に対する支援制度についてFAX、電話で周知	避難所・市民班

日付	内 容	対 応 班
26日	・508単位自治会長に対し、災害に対する支援制度について郵便で周知	避難所・市民班
29日	・避難所における情報提供の強化（タブレット端末・プリンターの設置）	避難所・市民班
<b>7月</b>		
1日	・避難者の日常生活復帰に向けた名簿の作成（避難所体制プロジェクトチームの組成） （市民対策部提案）	避難所・市民班
2日	・避難所体制プロジェクトチームの設置（市民対策部提案）	避難所・市民班
5日	（台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨）	
9日	（梅雨前線の影響による大雨）	
12日	・508単位自治会長に対し、災害に対する支援制度について郵便で周知。	避難所・市民班
23日	・第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）	
28日	（台風第12号の通過に伴う大雨）	
<b>8月</b>		
4日	・市内の全ての避難所を閉鎖	

### 3 民生対策部

民生対策部は、要配慮者への対応、保健・医療活動を実施するとともに、産業対策部及び文教対策部と連携して緊急物資・応急食糧等の運搬配給についても対応することが地域防災計画において定められている。

#### (1) 班構成

地域防災計画において定められている班構成は以下のとおり。

対策部名	対策班名	課名（○の所属長は班長）	人員数
民生対策部 部長：健康福祉部長 副部長：こども育成部長	福祉・安否確認班	○地域福祉課、相談支援課、生活福祉課、障害福祉課、長寿介護課、福祉指導監査課	210人
	公衆衛生活動班	○保健医療課	49人
	物資管理班	○保険年金課	49人
	物資調達・こども対策班	○こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課	190人

#### (2) 地域防災計画の業務分掌等

- 「○」：計画に基づき実施したこと  
 「・」：計画にあったが実施しなかったこと  
 「★」：計画になかったが実施したこと

##### ①福祉・安否確認班

- ・日本赤十字社との連絡調整に関すること
- 寄託品の受払い、義援金等の受付に関すること
- 要配慮者・避難行動要支援者に関すること
- 福祉施設の管理に関すること
- 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
- 福祉避難所（健康福祉部所管）の運営に関すること
- 災害協定に基づく福祉避難施設の運営に関すること
- 社会福祉団体との連絡調整に関すること
- ・応急寝具・日用品及びその他生活必需品の配給に関すること



- 被災者の相談、援護対策に関すること
- 安否確認調査班の編成に関すること
  - ・行方不明者の情報収集等に関すること
- 災害見舞金・弔慰金・援護資金に関すること
  - ・ボランティアの受入・登録・配分に関すること
- 部内各課との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 災害ボランティアセンターに関すること

## ②公衆衛生活動班

- 保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること
- 医療・保健に関すること
- 感染症の予防に関すること
- 災害医療センターの運営に関すること
- 薬品及び衛生材料の調達に関すること
- 災害時における防疫計画及び実施に関すること
- 防疫に必要な薬剤及び資機材の調達に関すること

- ★避難所巡回状況確認
- ★避難所状況報告会の実施
- ★茨木・高槻地域災害保健・医療調整本部会議の実施
- ★保健所精神チーム巡回保健指導
- ★府との会議参加・報告と今後の方針確認
- ★感染管理活動
- ★避難所の保健師巡回相談
- ★こころのケアセンター対応
- ★トイレ等清掃委託事務

## ③物資管理班

- 義援物資、緊急救援物資の受入、保管、配分に関すること
- 物資輸送拠点の運営に関すること

- ★大阪ガスのガスコンロ配布対応
- ★避難行動要支援者対応業務
- ★義援金業務の受付

## ④物資調達・こども対策班

- 災害に伴う応急物資及び食糧等の購入調達に関すること
- 保育所・幼稚園・学童保育室等の維持管理に関すること
  - ・臨時保育所の設置及び幼稚園の応急保育の実施に関すること
- 保育所・幼稚園・学童保育室等施設の被害調査及び応急対策に関すること
  - ・福祉避難所（こども育成部所管）の運営に関すること
  - ・福祉避難所の協力応援に関すること
- 緊急救援物資の受入、配分、運搬の協力応援に関すること
  - ・公衆衛生活動班の協力応援に関すること
  - ・その他部内各班の協力応援に関すること

- ★心理士により公私立保育所及び公立幼稚園を巡回
- ★茨木公民館避難所内要配慮児保育

(3) 対応状況

日付	内 容	対 応 班
6月		
18日	<p><b>・ 7時58分 地震発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨木市災害対策本部設置</li> <li>・ 災害時避難行動要支援者名簿（障害者手帳所持者、要介護3～5）等に基づく安否確認（28日まで）</li> <li>・ 災害時要配慮者名簿に基づく安否確認（24日まで）</li> <li>・ 物資拠点の立ち上げと避難所への物資の配送（本館地下駐車場の利用、7月31日まで）</li> </ul>	<p>福祉・安否確認班</p> <p>福祉・安否確認班 物資管理班及び物資調達・こども対策班 物資調達・こども対策班</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生直後に保育所・幼稚園の地震による被災状況を確認したほか、敷地周囲のブロック塀等についても倒壊の危険性がないかを確認し、必要に応じて撤去する等の対応を実施</li> <li>・ 茨木・高槻地域災害保健・医療調整本部会議開催（21日まで）</li> <li>・ 日本赤十字社による支援（22日まで）</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班 公衆衛生活動班</p>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の一次避難施設から福祉避難施設への移送</li> <li>・ 災害ボランティアセンター設置・運営</li> </ul>	<p>福祉・安否確認班 福祉・安否確認班</p>
20日	<p><b>(梅雨前線の影響による大雨)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所精神チーム巡回保健指導（25日まで）</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班</p>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立保育所・幼稚園再開</li> </ul>	<p>物資調達・こども対策班</p>
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所感染症担当による感染管理活動開始</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班</p>
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師による避難所巡回相談</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班</p>
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健福祉センターを設置（6か所）</li> <li>・ 避難所の衛生管理活動を実施（7月13日まで）</li> <li>・ こころのケアセンター開設（9月28日まで）</li> <li>・ 避難所のトイレ等清掃委託事務（7月20日まで）</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班 公衆衛生活動班 公衆衛生活動班 公衆衛生活動班</p>
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所衛生管理の避難所衛生管理状況調査実施</li> <li>・ 災害見舞金受付開始</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班 福祉・安否確認班</p>
7月		
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者の日常生活復帰に向けた名簿の作成（避難所体制プロジェクトチームの組成）（市民対策部提案）</li> </ul>	<p>福祉・安否確認班</p>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所体制プロジェクトチームの設置（市民対策部提案）</li> </ul>	<p>福祉・安否確認班</p>
5日	<p><b>(台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所に対する保健師巡回指導（大池コミュニティセンター）</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班</p>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所に対する保健所食品衛生監視員指導（大池コミュニティセンター、茨木公民館、豊川いのち・愛・ゆめセンター）</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班</p>
9日	<p><b>(梅雨前線の影響による大雨)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所に対する保健師巡回指導（沢良宜いのち・愛・ゆめセンター）</li> </ul>	<p>公衆衛生活動班</p>
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）</li> </ul>	
28日	<p><b>(台風第12号の通過に伴う大雨)</b></p>	
8月		
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の全ての避難所を閉鎖</li> </ul>	

4 産業対策部

産業対策部は、市内の各産業の被害把握と応急・復旧対策を実施するとともに、ごみ・し尿・がれきの収集・運搬のほか、民生対策部及び文教対策部と連携して食糧・救援物資の調達要請についても対応することが地域防災計画において定められている。

(1) 班構成

対策部名	対策班名	課名 (○の所属長は班長)	人員数
産業対策部 部長：産業環境部長	商工班	○商工労政課	20人
	農林班	○農とみどり推進課	20人
	農業委員会班	○農業委員会事務局	5人
	環境対策班	環境政策課、資源循環課、○環境事業課	116人

(2) 地域防災計画の業務分掌等

「○」：計画に基づき実施したこと  
 「・」：計画にあったが実施しなかったこと  
 「★」：計画になかったが実施したこと

①商工班

- 商工業関係の被害調査、復旧対策に関すること
- 商工業施設等の被害証明に関すること
- 復旧資金の融資斡旋事務に関すること
- ・罹災者応急用品、食糧品等の確保斡旋並びに物価の安定監視に関すること
- ・その他商工業関係者との連絡指導に関すること
- ・部内各課との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- ・部内各班の応援に関すること

②農林班

- 農地、農業用施設、山腹、農作物、家畜等の被害調査及び応急対策に関すること
- ・ため池及び水利の管理調整に関すること
- ・土地改良区との連絡調整に関すること
- 農林災害対策及び復旧対策に関すること
- ため池等の監視及びため池管理者との連絡に関すること
- ・災害用農林金融斡旋に関すること

③農業委員会班

- 農地の被害証明に関すること
- ・農地に係る陳情に関すること
- 部内各班の応援に関すること

④環境対策班

- 清掃作業に必要な人員及び資機材の確保に関すること
- 災害時における、し尿・ごみ・がれき収集処理計画及び実施に関すること
- 簡易トイレ・仮設トイレに関すること
- ごみ等の収集及び運搬に関すること
- し尿の収集及び運搬に関すること
- し尿・ごみ収集業者の協力要請及び指導監督に関すること
- 環境衛生施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること
- 事業所に対する有害化学物質の漏洩の状況に関する連絡と情報交換に関すること
- その他地域防災計画に記載のないもの

(3) 対応状況

日付	内 容	対応班
6月		
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7時58分 地震発生</li> <li>・ 茨木市災害対策本部設置</li> <li>・ 罹災届出証明の申請受付、証明事務（以降継続）</li> </ul>	商工班

第1節 市各部の対応

日付	内 容	対 応 班
18日	・農林業施設の被害調査及び応急復旧（7月20日まで） ・水防ため池の緊急点検（21日まで） ・ごみ・し尿の通常収集の継続実施 ・地震ごみの臨時収集の開始（12月28日まで）	農林班 農林班 環境対策班 環境対策班
19日	・がれきの持込みの受入開始（平成31年3月15日まで）	環境対策班
20日	(梅雨前線の影響による大雨)	
21日	・ごみ分別アプリのお知らせ欄に災害ごみの対応を記載し市民へ周知（以降継続） ・地震により破損した家電4品目とパソコンの持込みの受入・収集（7月31日まで）	環境対策班 環境対策班
25日	・廃棄物減量等推進員へ、災害ごみの対応を周知するため、ちらしを郵送（7月4日まで）	環境対策班
26日	・商工関係業者の被害及び事業継続に関する調査の開始（以降継続）	商工班
<b>7月</b>		
4日	ため池の水位調整や被害等に関する連絡調整（7月20日まで）	農林班
5日	(台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨)	
8日	・農地被害状況現地確認（9月3日まで）	農業委員会班
9日	(梅雨前線の影響による大雨)	
23日	・第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）	
28日	(台風第12号の通過に伴う大雨)	
<b>8月</b>		
4日	・市内の全ての避難所を閉鎖	

## 5 土木対策部

土木対策部は、市内の公共土木施設や市営住宅の被害把握と応急・復旧対策を実施するとともに、市内の建築物や宅地の危険度判定の実施等について対応することが地域防災計画において定められている。

### (1) 班構成

地域防災計画において定められている班構成は以下のとおり。

対策部名	対策班名	課名（○の所属長は班長）	人員数
土木対策部 部長：建設部長 副部長：都市整備部長	危険度判定班	○都市政策課、居住政策課、審査指導課、北部整備推進課、市街地新生課	68人
	土木班	○建設管理課	33人
	道路交通対策班	用地課、○道路交通課	44人
	建築班	○建築課	22人
	公園緑地班	○公園緑地課	12人
	下水道班	下水道総務課、○下水道施設課	40人

### (2) 地域防災計画の業務分掌等

「○」：計画に基づき実施したこと  
「・」：計画にあったが実施しなかったこと  
「★」：計画になかったが実施したこと

#### ①危険度判定班

○開発事業の監視及び応急措置の対策指導に関すること

- 建築物の応急危険度判定に関すること
- 宅地の危険度判定に関すること
  - ・建物制限区域の指定及び重点復興地区の設定に関すること
- 
- ★住まいに関する相談会に関すること

②土木班

- 道路のパトロール並びに交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関すること
- 人員・資機材の輸送計画及び車両の調整に関すること
- 配置人員の掌握に関すること
- 道路、道路施設（橋梁、横断歩道橋等）の被害状況の取りまとめ及び本部への報告に関すること
- 部内各課及び関係機関との連絡調整並びに本部との連絡に関すること

③道路交通対策班

- 応急資機材の調達に関すること
- 大阪府茨木土木事務所との連絡調整に関すること
- 障害物の除去に関すること
- 緊急時における市内建設関係業者への協力依頼に関すること
- 公共土木施設の応急復旧その他土木工事にに関すること
- 交通規制に関すること
  - ・避難誘導の応援に関すること
- 
- ★危険度判定の受付業務
- ★住まいに関する相談会受付業務
- ★ボランティア使用車両レンタル業務

④環境対策班

- 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること
- 応急仮設住宅の建設並びに維持管理に関すること
- 関係業者に対する応急対策体制の指示に関すること
- 
- ★大阪版みなし仮設住宅の提供

⑤公園緑地班

- 公園施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
  - ・障害物の除去に関すること

⑥下水道班

- 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
  - ・浸水応急対策に関すること
  - ・各施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること
  - ・水防に関すること
  - ・淀川右岸水防事務組合との調整に関すること
- 水路・井堰等の被害状況調査及び応急対策に関すること
  - ・浸水地区の被害状況調査及び報告に関すること
  - ・関係業者に対する応急対策体制の指示に関すること

(3) 対応状況

日付	内 容	対応班
6月		
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7時58分 地震発生</li> <li>・ 茨木市災害対策本部設置</li> <li>・ 市内主要道路のパトロールの実施（以降随時）</li> <li>・ 道路等の個別の被災箇所に応じた応急手当の実施</li> <li>・ 市営住宅の被災状況調査・応急修理の実施</li> <li>・ ボランティア用車両の確保（以降継続）</li> </ul>	土木班、道路交通 対策班 建築班 道路交通対策班

日付	内 容	対応班
19日	・ 建築物の応急危険度判定の受付・実施（受付は25日まで、調査は28日まで） ・ 市内各道路（主要道路以外）のパトロールの実施（以降随時）  ・ 元茨木川緑地（高橋地下道）の工業用水管からの漏水対応（7月16日まで） ・ 自衛隊による仮設入浴施設設置の調整（若園公園の利用は20日から26日まで）	危険度判定班 土木班、道路交通対策班 公園緑地班 公園緑地班
20日	(梅雨前線の影響による大雨)	
21日	・ 被災宅地危険度判定の実施（7月2日まで）	危険度判定班
26日	・ 市内小中学校のブロック塀等の応急危険度判定（30日まで）	危険度判定班
28日	・ 市営住宅の第1回一時入居募集（7月6日まで）	建築班
29日	・ 住まいに関する相談会の実施	危険度判定班
7月		
1日	・ 住まいに関する相談会の実施 ・ 避難者の日常生活復帰に向けた名簿の作成（避難所体制プロジェクトチームの組成）（市民対策部提案）	危険度判定班 危険度判定班、建築班
2日	・ 避難所体制プロジェクトチームの設置（市民対策部提案）	
5日	(台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨) ・ 住まいに関する相談会の実施	危険度判定班
7日	・ 住まいに関する相談会の実施	危険度判定班
9日	(梅雨前線の影響による大雨)	
11日	・ 市営住宅等の第2回一時入居募集（17日まで）	建築班
19日	・ 市営住宅等の第3回一時入居募集（25日まで）	建築班
23日	・ 第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）	
28日	(台風第12号の通過に伴う大雨)	
8月		
4日	・ 市内の全ての避難所を閉鎖	

## 6 文教対策部

文教対策部は、市内の児童・生徒、教職員の安否確認と安全確保を図るほか、所管する文教施設の被害把握と応急・復旧対策等を実施するとともに、民生対策部及び産業対策部と連携して食糧・救援物資の運搬についても対応することが地域防災計画において定められている。

### (1) 班構成

地域防災計画において定められている班構成は以下のとおり。

対策部名	対策班名	課名（○の所属長は班長）	人員数
文教対策部 部長：教育総務部長 副部長：学校教育部長	教育政策班	○教育政策課、学務課	25人
	施設班	○施設課	11人
	物資輸送班	○社会教育振興課、歴史文化財課、中央図書館	119人
	学校教育班	○学校教育推進課、教職員課、教育センター	62人

### (2) 地域防災計画の業務分掌等

- 「○」：計画に基づき実施したこと  
 「・」：計画にあったが実施しなかったこと  
 「★」：計画になかったが実施したこと

①教育政策班

<ul style="list-style-type: none"> <li>○部内各課との連絡調整並びに本部との連絡調整に関すること</li> <li>○教育関係の災害対策及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること</li> <li>○教育関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>○罹災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること</li> <li>○児童・生徒の学校給食の対策に関すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災者の炊きだしに関すること</li> <li>・学校保健衛生に関すること</li> </ul> </li> </ul>
<p>★急遽校区外への転居を余儀なくされた児童生徒に対する通学の相談及び許可</p>

②施設班

<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育施設の被害状況調査及び報告に関すること</li> <li>○教育施設関係の災害復旧に関すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設の災害に関する応急措置及び使用協力に関すること</li> </ul> </li> </ul>
--

③物資輸送班

<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所及び被災地区に対する物資・食糧等の運搬に関すること</li> <li>○所管施設・文化財等の災害対策及び被害状況調査に関すること</li> <li>○避難所・市民班の協力応援に関すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他部内各班の協力応援に関すること</li> </ul> </li> </ul>
--

④学校教育班

<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の動員及び応急配置に関すること</li> <li>○児童・生徒の避難誘導に関すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設・管理・運営の補助に関すること</li> </ul> </li> <li>○罹災児童・生徒の調査及び教育対策に関すること</li> <li>○応急教育実施に関すること</li> <li>○教職員に対する指導助言に関すること</li> <li>○通学路の点検及び安全確保に関すること</li> </ul>
<p>★各小中学校に緊急災害サイトへの書き込みを指示、緊急災害サイト書き込み内容の集約及び必要に応じて書き込み内容の照会</p>

(3) 対応状況

日付	内 容	対 応 班
6月		
18日	<p>・ 7時58分 地震発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨木市災害対策本部設置</li> <li>・ 指定避難所開設</li> <li>・ 避難所に対する物資・食糧等の輸送及び回収（7月31日まで）</li> <li>・ 所管施設及び史跡等の被害状況調査（21日まで）、被災箇所の修繕（以降継続）</li> <li>・ 市内小中学校の被災箇所の点検と修繕（以降随時）</li> <li>・ 市内小中学校の休校措置</li> </ul>	<p>物資輸送班 物資輸送班</p> <p>施設班 教育政策班、学校教育班</p>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内小中学校の休校措置</li> </ul>	<p>教育政策班、学校教育班</p>
20日	<p>(梅雨前線の影響による大雨)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内小中学校の再開（20日は半日）</li> </ul>	<p>教育政策班、学校教育班</p>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内小学校の簡易給食の対応（26日まで）</li> <li>・ 市内中学校給食再開</li> </ul>	<p>教育政策班、学校教育班</p>

日付	内 容	対 応 班
25日	・通学路のブロック塀点検：府からの通知に基づく、ブロック塀等の点検（26日まで）	学校教育班
26日	・市内小中学校のブロック塀等の応急危険度判定（30日まで）	学校教育班、施設班
27日	・市内小学校通常給食再開	学校教育班
<b>7月</b>		
1日	・避難者の日常生活復帰に向けた名簿の作成（避難所体制プロジェクトチームの組成）（市民対策部提案）	教育政策班、学校教育班
2日	・避難所体制プロジェクトチームの設置（市民対策部提案）	教育政策班、学校教育班
5日	（台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨）	
9日	（梅雨前線の影響による大雨）	
10日	・学校等の外周塀の調査（13日まで）	施設班
23日	第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）	
28日	（台風第12号の通過に伴う大雨）	
<b>8月</b>		
4日	・市内の全ての避難所を閉鎖	

## 7 給水対策部

給水対策部は、市内の各水道施設の被害把握と応急・復旧対策を実施するとともに、応急給水等についても対応することが地域防災計画において定められている。

### (1) 班構成

地域防災計画において定められている班構成は以下のとおり。

対策部名	対策班名	課名（○の所属長は班長）	人員数
給水対策部 部長：水道部長	総務班	○総務課	15人
	給水班	○営業課、工務課、浄水課	63人

### (2) 地域防災計画の業務分掌等

- 「○」：計画に基づき実施したこと  
「・」：計画にあったが実施しなかったこと  
「★」：計画になかったが実施したこと

#### ①総務班

- 部内各課及び関係機関との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 部内職員の動員に関すること
- 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること
- 断水等の広報宣伝に関すること
  - ・災害対策物資の調達に関すること
  - ・車両の調達及び配車に関すること
  - ・災害復旧資金及び災害復旧用資機材に関すること
- 水道工事業者等への協力要請に関すること



②給水班

- 浄水場、配水場、配水池等の管理に関すること
- 水道施設の安全保護及び応急修理に関すること
  - ・取水場・水源地の警戒、防ぎよに関すること
- 水道施設の復旧に関すること
- 水質管理に関すること
- 取水、受水、並びに配水調整に関すること
- 断水区域の調査及び応急給水の実施に関すること
- 送配水管及びその附属設備の点検に関すること

(3) 対応状況

日付	内 容	対 応 班
6月		
18日	・ 7時58分 地震発生	
	・ 茨木市災害対策本部設置	総務班
	・ 市内の水道施設の被害状況の収集と整理（26日まで）	総務班
	・ 市内において断水していないことを広報	総務班
	・ 市民からの問い合わせ対応（26日まで）	総務班
	・ 大阪府・日本水道協会等、関係機関への報告（18日まで）	給水班
	・ 企業団送水管の漏水による受水停止に伴う水運用の変更作業（21日まで）	給水班
	・ 浅井戸自己水捨水（濁度上昇による）及び水質検査（21日まで）	給水班
19日	・ 濁り水への対応を広報	給水班
	・ 配水管の漏水修繕と、給水管1次側の漏水修繕（30日まで）	給水班
20日	（梅雨前線の影響による大雨）	
21日	・ 耐震性貯水槽の緊急遮断弁の動作点検（22日まで）	給水班
25日	・ 市内水道水の安全確認について広報	総務班
27日	・ 減圧弁の動作点検	給水班
7月		
5日	（台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨）	
9日	（梅雨前線の影響による大雨）	
23日	・ 第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催 （災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）	
28日	（台風第12号の通過に伴う大雨）	
8月		
4日	・ 市内の全ての避難所を閉鎖	

8 消防対策部

(1) 班構成

地域防災計画において定められている班構成は以下のとおり。

対策部名	対策班名	課名（○の所属長は班長）	人員数
消防対策部 部 長：消防長 副部長：消防本部次長、 消防署長、副理事	総務班	○総務課	11人
	警備班	○警備課	33人
	予防班	○予防課	15人
	警防・救急救助班	○警防課、救急救助課、各分署	201人

(2) 地域防災計画の業務分掌等

- 「○」: 計画に基づき実施したこと  
「・」: 計画にあったが実施しなかったこと  
「★」: 計画になかったが実施したこと

①総務班

- 部内各課(署)との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
  - ・本部長、副本部長の指揮伝達に関すること
  - ・消防車両等の燃料確保に関すること
- 被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること
  - ・公務災害補償に関すること
  - ・消防力の整備に関すること
- 職員の食糧及び資機材の調達に関すること
  - ・その他の班に属さない事項に関すること

②警備班

- 消防職団員の動員に関すること
  - ・通信統制に関すること
- 消防隊等の運用に関すること
- 災害の被害状況のまとめ及び火災の原因調査等の資料収集に関すること
  - ・人員及び主力機械の配置に関すること
  - ・医療機関との連絡調整に関すること
- 警備本部の設置及び運営に関すること
  - ・避難勧告及び指示に関すること
- 消防応援要請及び受援体制に関すること
  - ・消防相互応援協定に関すること

③予防班

- 災害情報、被害状況写真等の記録保存に関すること
- 危険物施設等の把握に関すること
- 危険物施設等の指導に関すること
  - ・消防広報に関すること
  - ・避難誘導に関すること

④警防・救急救助班

- 消火活動に関すること
  - 被災者の救出・救助・避難誘導に関すること
  - 警戒区域の巡回及び危険箇所の状況把握に関すること
  - 救急業務に関すること
    - ・消防団の指揮に関すること
    - ・自主防災組織の指導に関すること
- 
- ★車両・資機材等の確保
  - ★有線電話、無線の通信機器の機能確保
  - ★非常用電源の確保
  - ★庁舎内外の破損状況確認
  - ★庁内におけるライフラインの状況確認

## (3) 対応状況

日付	内 容	対 応 班
6月		
	・ 7時58分 地震発生	
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨木市災害対策本部設置</li> <li>・ 消防本部作戦室に非常警備本部を設置</li> <li>・ 危険物施設等の一部損傷を覚知した後の各施設に立入検査</li> <li>・ 救助事案への対応（エレベーター閉じ込め等）</li> <li>・ 救急事案への対応</li> <li>・ 市民からの地震に伴う各種問い合わせ対応（施設破損等、以降随時）</li> </ul>	警備班 予防班 警防・救急救助班 警防・救急救助班 警防・救急救助班
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤沈下地の安全管理</li> <li>・ 各所管地域内の巡回（25日まで）</li> </ul>	警防・救急救助班 警防・救急救助班
20日	(梅雨前線の影響による大雨) ・ 総務省消防庁通知文「大規模地震発生後の危険物施設における安全確保について」をHPへ掲載（以降継続）	予防班
22日	・ 避難所の避難者に対して、熱中症の注意喚起を実施。避難所にチラシ及びうちわを配布	警防・救急救助班
7月		
5日	(台風第7号及び梅雨前線の影響による大雨)	
9日	(台風第12号の通過に伴う大雨)	
23日	・ 第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え）	
8月		
4日	・ 市内の全ての避難所を閉鎖	

## 第2節 関係機関の動き

### 1 大阪府

#### (1) 大阪府茨木土木事務所

##### ① 対応状況

地震発生後、当日の8時40分に茨木土木震災対策本部・地域連絡部が設営された。その後、庁舎の点検と現地パトロールが開始された。地震体制が解除された6月25日までの現地パトロールの実施状況は以下のとおり。

図表 大阪府茨木土木事務所の活動概要

日付	時間帯	内 容
6月18日	午前	重点14路線物資ルートパトロール完了
	午後	山間部道路パトロール、河川堤防区間パトロール
6月19日	早朝	重点14路線、山間部道路パトロール（6/19 0:31の余震（震度4）に伴う）
	午前	公共施設被害箇所調査、砂防施設点検（健全度C）・危険箇所点検（Aランク箇所）
	午後	公共施設被害箇所調査、砂防施設点検（健全度C）・危険箇所点検（Aランク箇所）、歩道橋調査（コンサルタント）
6月20日	早朝	重点14路線、山間部道路パトロール、河川パトロール
	午前	公共施設被害箇所調査
	午後	公共施設被害箇所調査
6月21日	早朝	山間部道路パトロール、河川パトロール
	午前	公共施設被害箇所調査、砂防施設点検（追加分）・危険箇所点検（追加分）
	午後	公共施設被害箇所調査、砂防施設点検（追加分）・危険箇所点検（追加分）、歩道橋調査（コンサルタント）⇒36橋済
6月22日	早朝	山間部道路パトロール、河川パトロール
	午前	公共施設被害箇所調査、砂防施設点検（追加分）・危険箇所点検（追加分）
	午後	公共施設被害箇所調査、砂防施設点検（追加分）・危険箇所点検（追加分）
6月23日	午後	公共施設被害箇所調査
6月24日	午前	河川パトロール（6/23 23:08の余震（震度2）に伴う）公共施設被害箇所調査
	午後	公共施設被害箇所調査
6月25日	早朝	公共施設被害箇所調査
	午前	公共施設被害箇所調査、掘込河川区間パトロール、砂防施設点検（追加分）・危険箇所点検（追加分）
	午後	公共施設被害箇所調査、掘込河川区間パトロール

##### ② 管内被害の概要

- ◆被害状況報告数112件（水道管破裂による道路交通規制3か所、6月20日には規制解除）
- ◆災害復旧として、公共災3件（余野茨木線、茨木亀岡線、大阪高槻京都線）及び単独災9件

## (2) 大阪府北部農と緑の総合事務所

市内のため池関連施設等の被害の把握と府への報告が行われた。

図表 大阪府防災・危機管理司令部会議における報告内容（市に関連するもの）

◆ため池関連	・ 堤とは反対側の地山で石積崩壊、ブルーシート被覆による養生を実施 ⇒茨木市1か所
◆農地・農業用施設（ため池以外）	・ 農地（法面の一部崩壊など） ⇒茨木市11か所
	・ 水路（水路のクラックなど） ⇒茨木市1か所
	・ 農道（石積みのほらみ） ⇒茨木市1か所

## (3) 大阪府茨木保健所

市及び日本赤十字社との連携の下、市内各指定避難所の巡回と衛生管理活動等が実施された。

避難所巡回では、環境衛生面、食品衛生面及び感染症の予防に関する項目を掲載した避難所巡回チェックリストが作成され、チェックリストに基づく避難所の衛生管理に関する助言が行われた。

図表 大阪府茨木保健所の活動概要

日付	対応
6月18日	107人の職員のうち、10人は他保健所へ参集、48人が参集不可 茨木市及び医師会へ救護所状況を確認 日赤救護班要請を確認 管内市町避難所開設状況確認
6月19日	茨木市へ情報連絡員（リエゾン）を派遣、避難所支援の必要性を確認
6月20日	市内避難所のうち、避難者10人未満の避難所を巡回（14か所）
6月22日	市内避難所巡回 ①日赤救護班と合同巡回し3か所課題ありの避難所を確認 啓発資材等配布のため3か所再巡回 ②9チーム編成で体育館の避難所23か所を巡回
6月25日	市内避難所巡回（9か所）
6月26日	市内避難所巡回（13か所）
6月27日	市内避難所巡回（24か所）
6月28日	市内避難所巡回（8か所）
6月29日	市内避難所巡回（9か所）

## 2 大阪府警察（茨木警察署）

地震発生直後、警察署長を本部長とする茨木警察署警備本部が設置され、全署体制で対応が行われた。避難所への巡回警備が実施されたほか、地震発生に伴う茨木警察署管内の主な取扱い事案は以下のとおりであった。

図表 茨木警察署の地震発生に伴う取扱い事案

- 家屋等倒壊事案
- 救出事案
  - ・エレベーター内閉じ込め事案
  - ・安否確認事案 等
- インフラ関係事案
  - ・ガス臭等事案
  - ・電線垂れ下がり等事案 等
- 交通関係事案
  - ・道路陥没事案
  - ・交通渋滞等事案 等
- その他
  - ・建物被害に関するもの
  - ・落下物 等

### 3 指定地方行政機関

#### (1) 近畿農政局

発災当日に災害対策本部が設置され、農林水産業に係る実態調査や金融措置の発出等が実施された。主な動きは以下のとおり。

図表 近畿農政局の活動概要

日 付	対 応
6月18日～20日、 25日～27日	管内6府県の60店舗のスーパーにおける食品等の陳列状況を調査
6月19日～22日	大阪府と京都府の16市区町50店舗のスーパー、コンビニ等における食品等の陳列状況を調査
6月19日、 21日、22日	大阪府のため池被災に対し、水土里災害派遣隊19人を派遣（19日6人、21日6人、22日7人）
6月19日	「平成30年大阪府北部を震源とする地震による災害に対する金融上の措置について」を発出
6月21日	「平成30年大阪府北部を震源とする地震による農地・農業水利施設等への被害に係る技術指導の徹底について」を発出
6月21日	「平成30年大阪府北部を震源とする地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債権の償還猶予等について」を発出

#### (2) 近畿地方整備局

発災直後から市にリエゾンが派遣され、TEC-FORCEによって道路や河川、公共施設の被災状況の調査が行われるとともに、学校のブロック塀の応急危険度判定等も実施された。

◆活動概要	茨木市から要請のあった学校のブロック塀等の応急危険度判定による調査
◆活動期間	6月18日～29日
◆派遣者	リエゾン 延べ13人 TEC-FORCE（※）延べ134人（構成班：関東、中部、中国、近畿地方整備局）
※日常の河川や砂防、道路などの調査・計画・設計業務や現場業務を通して専門技術力をもつ職員で構成される国土交通省の災害支援部隊	

## 4 陸上自衛隊第3師団

### (1) 派遣経緯

地震の影響から、市は入浴支援の要望を行った。

### (2) 入浴支援

6月20日より、第3後方支援連隊により、若園公園において入浴支援が実施された。

(6月26日まで実施)



### (3) その他

6月22日より、第36普通科連隊により市内の高齢者、障害者の破損家屋12戸に、ブルーシートによる養生が実施された(6月26日まで実施)。



## 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

### (1) 西日本旅客鉄道株式会社(茨木駅)

地震発生に伴い、東海道本線は運転を見合わせた。6月18日21時頃に運転を再開したものの、地震の影響は、線路設備に継続的に残った。東海道本線の高槻～茨木駅間の一部区間で7月16日まで徐行運転を行うことになり、地震発生から徐行が解除されるまで毎日線路補修が実施された。また、レール温度の規制値が予防的措置で暫定的に見直され、猛暑下において徐行運転が実施された。

### (2) 西日本電信電話株式会社(大阪支店)

#### ①通信サービス

地震の影響により、一時通話が困難な状況になったが、発災当日9時28分頃に回復した。

また、発災以降継続していた一部通信の規制についても、6月18日17時16分にすべて解除された。

#### ②避難所への通信手段の確保

市の要望に基づき、市内の指定避難所へ特設公衆電話及びWi-Fiが設置された。

図表 市内の各避難所への通信手段の提供

設置場所	特設公衆電話	特設公衆Wi-Fi
白川公民館	3台	
穂積小学校	3台	○
彩都西中学校	2台	
豊川小学校	3台	
三島中学校	3台	○
太田公民館	3台	
見山公民館	2台	
清溪小学校	3台	
玉櫛公民館	3台	
南市民体育館	3台	
東奈良小学校	1台	
豊川いのち・愛・ゆめセンター	3台	
西小学校	3台	

(資料) 内閣府「大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について」平成30年6月22日9時00分現在より

また、災害救助法適用地域内に居住する固定電話サービス等利用者を対象に、避難により利用できない期間、基本料金等の無料化が実施された。

**(3) 日本赤十字社(大阪府支部茨木地区)**

## ①災害対策本部の活動

6月18日9時30分に日本赤十字社大阪府支部災害対策(以下「支部災対」という。)が設置された。併せて大阪府保健医療調整本部(以下「府医調」という。)に日赤災害医療コーディネーターチーム(以下「日赤CoT」という。)と支部職員が派遣され、支部災対に配置する日赤CoTの派遣要請が行われた。

府医調の調査で被災地域である茨木市・高槻市で医療ニーズが少ないことが判明し、活動方針を医療救護活動から避難所支援や保健師支援に切り替える提案がされた。その結果、府医調から市への支援要請があった。

19日、茨木市保健医療センターに日赤CoTが派遣され、活動の調整が行われた。

図表 日赤CoTと支部職員の派遣数

派遣先	派遣期間	日赤CoT数(班)	延べ人数(人)
府医調	6月18～22日	1(※)	10
	6月18～25日	—	25
支部災対	6月18日	1	2
茨木市保健医療センター	6月19～21日	1	6
合計		3	43

※大阪赤十字病院から派遣している。

日赤CoTとは…被災地の保健医療ニーズを把握し、都道府県保健医療調整本部における都道府県災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の活動調整等を行うチームのこと。

## ②救護班の活動

日本赤十字社大阪府支部により、発災初日(6月18日)から茨木市内の避難所に救護班が派遣され、避難所アセスメントや保健師支援が実施された。

20日には、茨木市の保健師とともに茨木市内全74か所の避難所アセスメントが終了し、避難所の集約・閉鎖に向けた方向性の助言、21日以降の巡回診療先として重点避難所の選定が行われた。

21日以降は、日赤の近畿2府4県(以下「第4ブロック」という。)の救護班による重点避難所の巡回が行われ、体調が悪い避難者が地元医療機関へ引き継がれ、こころのケアなども実施された。

避難所の集約なども進み、茨木市の保健師のみで対応できる体制となったことから、22日をもって救護班の活動は終了となった。

## ③災害ボランティアセンターの運営支援

発災して間もなく、各地の社会福祉協議会により災害ボランティアセンター(以下「災害VC」という。)が設置された。各災害VCからの要請を受け、茨木市災害VCに6月21日から、高槻市災害VCに6月23日から、赤十字防災ボランティア(以下「赤十字防災V」という。)及び職員による運営支援が実施された。7月2日以降は、救護班同様に第4ブロックの支部に所属する赤十字防災Vも支援に加わった。赤十字防災Vにより、各災害VCにおいて、ボランティアの受付やマッチング(被災者のニーズとニーズに対応できるボランティアを結びつける作業)などが行われた。

以降、高槻市災害VCでは7月21日まで(22日間)、茨木市災害VCでは7月26日まで(27日間)支援が継続された。

#### (4) 西日本高速道路株式会社(関西支社大阪高速道路事務所)

地震発生に伴い、名神高速道路・新名神高速道路は上下線通行止めとなった。通行止め区間において、道路点検が実施され、6月18日13時00分に通行止めが解除された。

#### (5) 大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)

##### ①復旧までの対応概要

地震発生に伴い、二次災害防止と早期復旧を図るため、感震遮断・遠隔遮断システムにより、低圧供給2ブロック等111,951戸のガス供給が停止された。市域においては64,254戸のガス供給が停止された。

当日の8時5分に、大阪ガス本社対策本部の設置とともに、情報収集が開始され、当日の20時30分に「復旧見える化システム」による復旧進捗状況の公開が開始された。

当日の22時00分には移動式ガス発生設備により、重要施設への臨時供給が開始された。

主に供給停止エリアにおいて、低圧導管のねじ支管を中心に被害が発生しており、その対処が行われ、発災から7日間(6月24日)で訪問・開栓が一巡完了し、全市域で供給が再開された。

##### ②ガスコンロの配布

ガスの供給停止期間の対応として、大阪ガスが提供するガスコンロを市役所で配布する対応が行われた。市の供給停止戸数に対し十分な数もなく(供給停止戸数64,254戸に対し用意されたガスコンロは6,600台)、また配布に関する周知も十分に行われなかったため、配布を受けることができなかった市民から市にも苦情等が寄せられる結果となった。

#### (6) 日本通運株式会社(大阪北支店)

物資輸送協力等の対応は特段実施されていない。

#### (7) 関西電力株式会社(大阪北電力本部高槻配電営業所)

地震発生後一時的に電気の供給が停止されたエリアもあったが、市域では当日中に通電が回復した。

#### (8) 各鉄道・乗合旅客自動車運送事業者

##### ①阪急電鉄株式会社

地震発生に伴い、京都線は運転を見合わせた。6月18日22時45分に全線運転を再開した。

市内では、茨木市駅～総持寺駅間で擁壁が損傷したほか、南茨木駅の設備が損傷し、エレベーター等が一時利用できなくなった。

##### ②大阪高速鉄道株式会社

地震発生に伴い、全線で運転を見合わせた。6月20日始発より大阪空港駅～万博記念公園駅間の運転が再開され、6月22日始発より本線の大阪空港駅～南茨木駅間及び彩都線の万博記念公園駅～阪大病院前駅間が、13時00分より万博記念公園駅～彩都西駅間の運転が再開された。その後6月23日始発より全線で運転が再開された。6月24日に一部車両に支障があり終日運休となったが、6月25日始発から全線運転を再開し、6月29日午前11時から平常ダイヤで運転が再開された。

③阪急バス、近鉄バス、京阪バス

災害時における運航通信施設の利用等の対応は特段実施されていない。

(9) 淀川右岸水防事務組合

地震発生当日、堤防、水防倉庫等の施設被害の状況の確認が行われた。主な動きは以下のとおり。

図表 淀川右岸水防事務組合の活動概要

時刻	対応
7時58分	地震発生
8時14分	組合職員（1人）出勤 非常配備
8時20分～	全水防団（45分団）分団長に対し、2人体制で各防御の堤防、水防倉庫等の施設被害の状況確認を指示。
10時40分	組合職員8人中6人出勤、組合本部も職員により本川筋（淀川上流から）の防御区域の堤防、水防倉庫等施設状況を2人体制で巡視開始。
正午	組合職員8人中7人出勤したことから、防潮筋（淀川下流から）の防御区域の堤防、水防倉庫等施設状況を2人体制で巡視開始。
9時15分から 17時までの間	各分団長から順次、堤防・水防倉庫等施設の点検報告があり、被害がないことを確認。
18時	本川筋、防潮筋を巡視した組合職員が帰庁。異常なしの報告を受ける。
18時15分	組合本部非常配備を解除した。

(10) 神安土地改良区その他各土地改良区

排水施設等の被害状況の把握、応急措置等が行われた。

(11) 日本郵便株式会社（茨木郵便局）

①業務関係

郵便物・ゆうパックの送達については、最大1日程度の遅延が発生した。

②被災者支援関係

日本郵政グループにおいて、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、貯金及び保険に関する非常取扱いが行われた。

<被災者支援の概要>

- ・通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い（平成30年6月19日から7月18日まで）
- ・保険料の払込猶予期間の延伸（最長6か月間）
- ・保険金の非常即時払等の非常取扱い（平成30年6月19日から7月18日まで）

また、ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、平成30年6月22日から9月28日までの義援金の無料送金サービスが行われた。

このほか、郵便局の窓口において、平成30年6月25日から9月28日まで、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除が実施された。

## 6 その他の公共的団体

### (1) 茨木市医師会

地震発生後、会員の安否情報等の確認を実施し、各会員医療機関の状況把握が進められた。医師会が把握した情報は以下のとおり。

- 6月18日午後1時頃、医師会から医療機関へFAXし、安否情報の確認をした。
- 210医療機関中120医療機関から回答があった。(6月19日午後3時現在)
- 診療所では医療器具、書類散乱などの情報が寄せられたが、診療そのものがない医療機関はなかった。
- 市内病院では、都市ガス停止により空調がストップし、食事提供など入院患者対応に支障が生じているところがあった。
- 休診情報は次の通りであった。
 

18日	午後診から通常どおり診療	88件
18日	午後休診で19日以後平常とおり	26件
18日	午後休診で1日以降未定	2件
	その他	4件

(資料) 茨木市医師会「平成30年6月18日(月)実施「地震発生に伴う会員各位の安否情報等について」集計のご報告」

### (2) 茨木市歯科医師会

地震発生後、一部に長期間の休診並びに診療所移転となる甚大な被害を受けられた診療所もあった。ライフラインと建築物の壊滅的な被害や診療が完全に麻痺することはなかった。

住居被災のため、または交通機関不通のためのキャンセルが多数発生した。また、連絡がつかず診療確認のため来院した患者もいた。

### (3) 茨木市薬剤師会

災害時における特別な対応は特段実施されていない。

(4) 社会福祉法人茨木市社会福祉協議会

①災害ボランティアセンターの開設と運営

市からの要請に基づき、発災翌日の6月19日より災害ボランティアセンターが立ち上げられ、ボランティアの受けととともに、市民へのニーズ調査等が実施された。

活動概要は以下のとおり。

図表 社会福祉法人茨木市社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターの活動概要

平成31年3月31日時点

区 分	内 容
活動期間	平成30年6月19日～平成31年3月31日
災害ボランティアセンター設置場所	社会福祉法人茨木市社会福祉協議会（福祉文化会館内）
ニーズ（依頼）受付件数	2,250件 （参考：完了件数-2,250件 [100%]）
内 容	家具移動、部屋の片づけ、灯籠の倒壊復旧、ブルーシート張り、ゴミ出し等
ボランティア受付（登録）人数	延べ2,562人【活動者数：6,096人】 （内訳：個人1,581人、団体70団体 [981人]）
他市等社会福祉協議会から運営支援人数	延べ169人 （内訳：27府市町村-大阪府、20市、5町、1村）
日本赤十字社からの運営支援人数	延べ79人 （赤十字職員11人含む、29日間）
活動車両登録数	53台 （市から借用の11台 [2 t ダンプ1台、軽トラ5台、軽バン5台] 含む）
がれき等搬送 [平成30年7月26日現在]	111.14トン
家財等搬送 [平成30年7月26日現在]	41.21トン
障害者移送サービス	1件（5～6回 [約2週間] 通院用）
電話受付回線	4回線
携帯電話の提供	6回線：大阪府社会福祉協議会 5回線：ソフトバンク

②社会福祉法人 大阪ボランティア協会を通じた情報共有

大阪ボランティア協会は、地震発生当日の19時に平時から世話役団体として参画している「おおさか災害支援ネットワーク（OSN）」の緊急会議に出席し、各団体と情報共有を行い、翌日からは各団体と協力して被災者が必要としている支援のニーズ把握を開始した。

「おおさか災害支援ネットワーク（OSN）」の災害時連携会議は、大阪ボランティア協会が大阪北部地震当番事務局を担い、発災後8月9日までに10回の会議が開催され、茨木市を含む府内の各被災市の支援活動の過不足を調整し、支援に入っているボランティア団体間でさまざまな連携が生まれた。